

参議院内閣委員会會議録第二十六号

(三二二)

昭和三十一年四月十二日(木曜日)午前
十時三十分開会

委員の異動

本日委員遠藤柳作君、長島銀藏君及び
松浦清一君辞任につき、その補欠とし
て本島虎蔵君、川村松助君及び亀田得
治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 野本 品吉君
千葉 恒君
島村 軍次君
委員 井上 知治君
植竹 春彦君
川村 松助君
本島 虎蔵君
木村 篤太郎君
苦米地義三君
中山 壽彦君
亀田 得治君
菊川 孝夫君
木下 源吾君
田畑 金光君
松浦 清一君
吉田 法晴君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

国務大臣

政府委員
防衛政務次官 永山 忠則君
防衛庁次長 増原 恵吉君

防衛庁長 門叶 宗雄君
官房長 林 一夫君
防衛庁教育局長 都村新次郎君
長事務取扱 加藤 陽三君
防衛庁人事局長 北島 武雄君
防衛庁経理局長 久保 鵜夫君
防衛庁装備局長 杉田正三郎君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから
開会いたします。

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案並びに自衛隊法の一部を改正する法
律案を、一括して議題といたします。

○田畑金光君 大臣にお尋ねいたしま
すが、防衛庁の機構の問題についてま
ず第一に所見を承わりたいと思いま
す。と申しますことは、防衛庁の職員
も今回の法律一部改正によって、定員
が二十一万五千人に上り、三十年度の
定員に比べますと、一万九千九百九十
三名の増員ということになるわけであ
ります。防衛庁という非常に複雑な組
織、膨大な職員、また国の予算の中で
も大きな予算を食う機関が、国家行政
組織法の中で総理府の外局という地位
にあるということは非常におかしい、
実情に即しない感じを持つわけであ
ります。

○田畑金光君 他、施設との関連で検
討をなされておると言われるわけであ
ります。防衛庁の試験にとどまらない
で、かりに政府の考へておられる通り
進むとしますと、国防会議等の設置も
正式に実現するようには、政府と
しての防衛計画等が名実ともにできる
ものと考えなければなりません。そう
なつて参りますと、今の自衛軍備態
勢といふものがさらに強力なものに発
展することは必然であります。防衛
省あるいは防衛省といふような考へ
方は、防衛六カ年計画の構想等にお
いて当然出てくる問題だと考えますが、
この点は大分考へておられるのか、また
今後どうされようとするお考えか、承
わります。

○国務大臣(船田中君) 国防省設置の
問題につきましては、砂田前長官のと
きに一応考へた構想を持っておつた
のでございますが、また、今御指摘に
もあつたように、防衛庁及び自衛
隊の現在の規模、組織等から見ますと、
一省をなすに得る、また一省に
した方がよいような面が非常に多いの
であります。私どももいたしましては、
これを省に昇格するということについ
ては強い希望は持っております。しか
し行政機構の改革の問題も審議されつ
つあり、また国策として政府の他の施
策とのいろいろ調整をはかり、あるい
は軽重をはかつていくというような、
いろいろの問題がございますので、こ
の国防省に、あるいは防衛省に昇格す
る問題につきましては、もう少し政府
部内におきまして検討を加えまして、

○田畑金光君 今後防衛六カ年計画
が、単に防衛庁の試験にとどまらない
で、かりに政府の考へておられる通り
進むとしますと、国防会議等の設置も
正式に実現するようには、政府と
しての防衛計画等が名実ともにできる
ものと考えなければなりません。そう
なつて参りますと、今の自衛軍備態
勢といふものがさらに強力なものに発
展することは必然であります。防衛
省あるいは防衛省といふような考へ
方は、防衛六カ年計画の構想等にお
いて当然出てくる問題だと考えますが、
この点は大分考へておられるのか、また
今後どうされようとするお考えか、承
わります。

○国務大臣(船田中君) これは繰り返
して申し上げますが、われわれ部内の
者として、防衛庁の關係者といいたしま
しては、省に昇格するといふことが適
当であり、そういうふうにはしたいとい
う希望を持っております。これは事実でござ
います。しかし今直ちにこれを実現
することが、果して国政全般から見ま
して適當であるかどうかということに
ついては、さらに検討を要しますの
で、目下せつかく検討をいたしてお
るというところでございまして、まだ結論
に達しておらないのでございまして。
○菊川孝夫君 ちよつと関連して一つ
お聞きしたいのですが、今、防衛庁長
官が、切りかえについては口をつぐん
でなかなか言われない、答弁せられな
いのですが、いずれこれはわれわれの

見ておるところによると、だんだんと大きくなってやうていこうという意図がうかがわれるやうであります。そこで私のお尋ねしたいのは、一つだけ尋ねておきたいのですが、陸将であるとか、海将であるとか、上將であるとか、准将であるとか、少将であるとか、ややこしい名前をつけておるが、いずれはこういふ名前も大將、中將、少將と変えようとしてあつた名前にしておるものか、それとも、これはあくまでも軍隊でないというための言ひの爲めか、しばらくの間陸將、海將、上將というより名前にしておられるのか、これらの点について一つ伺つておきたい。あれはどういうところからあんな名前をおつけになったか、一ぺん意図をお聞きしておきたい。

○國務大臣(船田中君) これは憲法九条との關係も相當重要な關係があると存じますが、現在におきましては、憲法九条は、こどももたがひに御議論がなされておるうちに、自衛隊を否定したとしておられません。従つて自衛隊のための最小限度の兵力部隊を持つこととは、これは憲法の禁止しておるところでない、われわれはそういう信念に立つて、自衛隊の整備をはかつておるわけでありまして、国力と国情に相應する自衛態勢をすみやかに整備したいという意図を持って努力しておるわけでありまして。しかし憲法九条というものは、現行憲法にはあつた規定がありまして、いわゆる陸海空軍その他の戦力を持つことができない、これはもちろんある制限のもとにおいてあることでございまして、そういう規定もございまして。また一般の国民感情から申しましても、戦争を放棄いたし、い

わゆる旧軍と同じやうなものを持つというところではない、こういうやうな国民感情も、これは相當あつたと思ひます。それらのことを勘案いたしまして、やはり今ただちに陸海空軍というふうな中さな方が適當ではないか、かように考えますので、そこで、まことに名称としてはあまり適當な名称ではないかもしれせんけれども、陸將、空將、あるいは一等陸佐、二等空佐といったやうな名前を使つておるわけにございまして。

○菊川孝夫君 それは一つは大將、中將というふうなことにしたら、どうも憲法とまた抵触しやうだといふのと、国民感情からいって、今の御説明だといふと、この二点でいっておられるやうであります。そこで、あつたやうにちかつかつたやうな名前をつけてカムフラージュしていると、こういうふう

に受け取れるのですが、そういうふうな答弁を解釈してよろしうございませうか。まあこういう名前がどちらかというとき、昔の清朝か、あるいは秦の始皇帝当時のやうな名前です、はつきり言つて、そういうやうな名前にちかつかつたやうな名前をつけておられる。なぜかといふと、今の田畑君の質問に關連して

いるのですが、国防省に變更するといふのもたゞいまは適當でない、こつておられるので、名前から何とかかんとかまかしていきやうといふのだ

が、どうせ一たん急迫不正の侵略があつて行くときには、大將出動といつた方が、どうせやるならいよいよ思

は、何のことかわからんが、いつそのこ

いいと思ひが、どこかひつかりがあるのですか。

○國務大臣(船田中君) 先ほど申し上げましたやうなこともございまして、と、それから沿革的に申し上げますれば、自衛隊ができましたときの三党折衝の結果、いろいろ研究の結果、現在のやうな名前を使うことになつたわけでありまして、最初は非常に耳ざわりが悪かつたのでありますが、今日においてはだんだんなれて参りまして、別に大して不思議でもないやうに考えられておられますので、この名前を急に変更しなければならぬといふ必要もなからうかと考えております。

○菊川孝夫君 それじゃその名前で當分押していきやう、こつていふことですか。田畑君の今の質問で、陸軍省、海軍省になるまでは陸佐、空佐といふところをやつていきやう、こつていふことですか。

○國務大臣(船田中君) 今直ちに名称を変更しようといふやうな考えは持つておりません。

○田畑金光君 先般防衛庁はりっぱな庁舎に移転されて、まあ堂々たる建物にお入りになつたので、さぞかしお氣持も満足だやうと、こつて思ひわけですが、お聞きしますと、どうも防衛庁だけではいささか心もとない感じもする

ので、近く自衛隊も都心に持つてきた、こつていふ腹がまえのやうに聞いておられます。新聞等を見ますと竹橋の方に移転するとか、こつていふやうな点も構想の中にあるやうでありますし、あるいは今国連軍司令部の使つてゐる旧陸軍士官学校の跡等も考

へてゐるやうであります。われわれといたしましては、實際において都心の

中にアメリカの旗がこつて翻つてゐるのを朝夕見るのもいい氣持はしないのです。むしろあれよりは自衛隊でも入つていただいた方が、これは独立国の体面も維持されるものと内心考へてゐる一人であります。だんだんと防衛庁の方でも部隊の都心移駐についてお考への方でありますので、この際一つこつていふ点等について大臣の忌憚のない考へ方を承りたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 自衛隊の任務が、直接の侵略に対して国土を防衛するといふばかりでなく、間接の侵略に對してわが国の独立と平和を維持する、国土を防衛するといふ建前から申しますと、都心地区に相當な部隊がお

るといふことは、これは望ましいことではあります。しかしこれはなかなか現状におきましては困難でありますので、われわれといたしましては、今後十分この問題については研究をいたし、實際に即するやうに部隊の配置を考へて参りたいと思ひます。

○田畑金光君 將來条件が許せば、部隊の都心に移駐すること等もあるのだといふことは、大臣もお認めになつて

います。○國務大臣(船田中君) 都心地区にある程度の部隊がゐるということとは、これは治安の維持あるいは国土の防衛といふやうな自衛隊の任務遂行の上から考へまして適當であると思ひます。しかし、今どこにどういふ部隊を設置するかといふことについては、具體的な案はまだ持つておりません。

○田畑金光君 今、国連軍の司令部のあるあの旧陸軍士官学校の跡は、あれはいつまでもあつたやうな形の方で

使うことになるのか、それともあれもどこか都心でなく、郊外等を持つていくといふやうな、あるいは持つていくように政府としては交渉する腹はないのかどうか、この点どうですか。

○國務大臣(船田中君) 今のところ市ヶ谷における極東軍司令部のあの建物が日本側に解除されるというやうなことは聞いておりません、またさういふ折衝をいたしてもおりません。

○田畑金光君 政府としては、極東軍司令部の市ヶ谷に現在位置してゐることについて、將來あれをどうしようといふやうなことも毛頭考へていないわけですか。

○國務大臣(船田中君) もし極東軍司令部が郊外に立ち退くとか、あるいはよその國に移駐するとかいふやうなことがございまして、あの建物があくやうな場合がありますれば、もちろん防衛庁の本庁があるいは自衛隊關係において使用させてもらいたいという希望は持つております。

○田畑金光君 先ほど自衛隊の任務を考へたときに、大臣としても都心近くに置くことが妥當であるといふやうな考への方であります。これは大臣としては當然の考へ方だやうかと思ひわけですが、さらにもう一歩進んで、たとえば昔の近衛連隊とか、こつていふやうな皇居を守るといふか、こつていふやうな考へ方では自衛隊を將來お使いになるやうな氣持はないかどうか、承ります。

○國務大臣(船田中君) これは天皇主權の戦前と今日とは違つておられます。戦前における近衛兵といつたやうな考へ方は今日にはなくなつておるわけでありまして、今後におきまして

も……さういふことは今のところ考へておりません。たださういふことは、御参考に申し上げておきたいと思ひますのは、外国では儀仗隊というよりなものが相当整備されております。たとえば外国の使臣が国家主席あるいは主権者、元首に対して信任状奉呈というよりなときには、いずれの国もかなりりっぱな儀式を、接受方法を講じておるやうであります。これはもうアメリカばかりでなく、ヨーロッパ諸国においてもさういふことをやっておる。現にわが方の在外公館が接受を受けるときにおいても、相当儀式的な接受を受けております。さういふことについてもあるいは將來考へなければならぬことがあるかと思ひますけれども、現在におきましてはさういふことについては具體的に何ら計画を持つてはおりません。

○委員長(小柳牧衛君) ちよつと委員の変更について御通知いたします。四月十二日付で長島銀藏君、遠藤柳作君が辭任せられまして、その補欠に川村松助君、木島虎藏君が選任せられました。

○田畑金光君 現在の憲法のもとでは天皇は象徴として、国のシンボルという形で規定されているわけですが、嚴格な意味での元首でもなければ、また国家の主席でもない、さういふ存在であるわけですから、將來元首になり、元首として憲法上の明確な地位が天皇に付与されるというところになってきます。当然儀仗兵云々というやうな問題が出てさういふと考へられるわけですが、今のお話は、憲法を改正して、天皇の地位を新しく規定しなければ、現在の憲法のもとにおいてはこれは許されない問題だと私は考へます。この点大臣はどういうお考へでありますか。

○國務大臣(船田中君) 今申し上げたこと、ことに後段に申し上げたことは、憲法の改正の問題とは関連はないと存じます。

○木下源吾君 議事進行について。今委員差しかへることを委員長言われておりました、何か新聞で見ると、委員長も差しかへるやうなことが出ておるのです。あれはどうなつておるのですか。何か委員長はあまり公平過ぎるから少しきついやつを、さつくばらんと言へば、青木君をやつた方が少し強硬にやういふから一つ、やるだらうからというところが新聞に出ておるのです。これははなはだけしからんことだ、もし事実だとすれば、その辺の消息はどうなつておるか、ちよつと委員長、あなた御自身に關係あることだから……、たまたま委員の差しかへることを御報告になつておりましたからお聞きしておきたいと思ひます。

○委員長(小柳牧衛君) 申し上げます。私は一身上の都合で何とかしたいもの、さういふ考へは持つておりますけれども、その他のことで何も私は持つておりません。

○木下源吾君 それならば、それは御一身上の都合でやめになる、さういふことがどの程度まで話が進んでおるか、私どもは個人の、委員長とか青木君という問題よりも、内閣委員会の權威において、あまり内閣委員会をないがしろにする、侮辱するやうなことが行われるというところになると、私どもはやはり考へを新たにしなければならぬ、さう思つておるのです。その点についてどうですか、委員長のお考へは。

○委員長(小柳牧衛君) 今申しました通りです。私は自分の一身上の都合から適當なときにやめたいという希望を、關係の人には申し述べておりますけれども、それ以上何も私としては知りません、考へてもおりません。

○木下源吾君 關係の方というのはどういふことですか。

○委員長(小柳牧衛君) 党務を持つておる人です。

○木下源吾君 もちろん内容においては党の方の關係でしうけれども、やはり建前としてはこれは選挙になつておるのです。党の方の御都合もあつたならば、一応さういふ方面にも御相談になつてやるのが妥當ではないかと思ひます。何か今のやり方を見ておりますと、まづこうから戦いをいどむやうな、さういふ格好では、今後の委員会運営というものは、今日までのやうなたんたんとしていくことが困難ではないかと思ひます。さう考へるので、さういふ点についてはどうですか、お考へは。

○委員長(小柳牧衛君) 今申しました通りです。私は自分の一身上の都合から適當なときにやめたいという希望を、關係の人には申し述べておりますけれども、それ以上何も私としては知りません、考へてもおりません。

○木下源吾君 關係の方というのはどういふことですか。

○委員長(小柳牧衛君) 党務を持つておる人です。

○木下源吾君 もちろん内容においては党の方の關係でしうけれども、やはり建前としてはこれは選挙になつておるのです。党の方の御都合もあつたならば、一応さういふ方面にも御相談になつてやるのが妥當ではないかと思ひます。何か今のやり方を見ておりますと、まづこうから戦いをいどむやうな、さういふ格好では、今後の委員会運営というものは、今日までのやうなたんたんとしていくことが困難ではないかと思ひます。さう考へるので、さういふ点についてはどうですか、お考へは。

○委員長(小柳牧衛君) 今申しました通りです。私は自分の一身上の都合から適當なときにやめたいという希望を、關係の人には申し述べておりますけれども、それ以上何も私としては知りません、考へてもおりません。

○木下源吾君 關係の方というのはどういふことですか。

○委員長(小柳牧衛君) 党務を持つておる人です。

○木下源吾君 もちろん内容においては党の方の關係でしうけれども、やはり建前としてはこれは選挙になつておるのです。党の方の御都合もあつたならば、一応さういふ方面にも御相談になつてやるのが妥當ではないかと思ひます。何か今のやり方を見ておりますと、まづこうから戦いをいどむやうな、さういふ格好では、今後の委員会運営というものは、今日までのやうなたんたんとしていくことが困難ではないかと思ひます。さう考へるので、さういふ点についてはどうですか、お考へは。

○委員長(小柳牧衛君) 今申しました通りです。私は自分の一身上の都合から適當なときにやめたいという希望を、關係の人には申し述べておりますけれども、それ以上何も私としては知りません、考へてもおりません。

○國務大臣(船田中君) 防衛庁關係の職員は、御承知の通り特別職になつております。しかし防衛庁設置法あるいは自衛隊法等におきまして、防衛庁關係の職員だけが他の公務員と全く違つた特権を持つてゐるというやうな今お話がございましたが、さういふことではなくして、常に行政管理庁と協議をいたしまして、その公務員と一般公務員との關係も十分考慮しつつ、この防衛庁設置法あるいはその他の行政組織に關する法律制定につきましても、協議をして作成をし、また立案をいたしておるわけでありまして、何ら防衛庁關係だけが独走するといふやうなことはやつておりませんし、また今後もしさういふことはやらぬつもりでございます。

○田畑金光君 行政管理庁とも十分協議してゐるというお話であります。が、それは形式だけの協議はあるかもしれぬけれども、防衛庁の職員に關する限りは、別の面から独自の形に關して進められておるというのが現実の事態だと考へておるわけですか。一般公務員に關する限り、確かに行政管理庁は當然その立場において総合的な調整等もはかるか知れぬが、防衛庁に關する限りは、現実にはさういふことはないわけであつて、具体的に行政管理庁が關係するとなら、さういふやうな点に今日まで關与して参られたのか、あるいは行政管理庁等の話し合いによつてどの程度防衛庁の考へ方というものか、定員等の面において調整されてきたのか、実績を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 具體的事実についての問題が多いやうであります。

○田畑金光君 行政管理庁とも十分協議してゐるというお話であります。が、それは形式だけの協議はあるかもしれぬけれども、防衛庁の職員に關する限りは、別の面から独自の形に關して進められておるというのが現実の事態だと考へておるわけですか。一般公務員に關する限り、確かに行政管理庁は當然その立場において総合的な調整等もはかるか知れぬが、防衛庁に關する限りは、現実にはさういふことはないわけであつて、具体的に行政管理庁が關係するとなら、さういふやうな点に今日まで關与して参られたのか、あるいは行政管理庁等の話し合いによつてどの程度防衛庁の考へ方というものか、定員等の面において調整されてきたのか、実績を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 具體的事実についての問題が多いやうであります。

○田畑金光君 行政管理庁とも十分協議してゐるというお話であります。が、それは形式だけの協議はあるかもしれぬけれども、防衛庁の職員に關する限りは、別の面から独自の形に關して進められておるというのが現実の事態だと考へておるわけですか。一般公務員に關する限り、確かに行政管理庁は當然その立場において総合的な調整等もはかるか知れぬが、防衛庁に關する限りは、現実にはさういふことはないわけであつて、具体的に行政管理庁が關係するとなら、さういふやうな点に今日まで關与して参られたのか、あるいは行政管理庁等の話し合いによつてどの程度防衛庁の考へ方というものか、定員等の面において調整されてきたのか、実績を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 具體的事実についての問題が多いやうであります。

○田畑金光君 行政管理庁とも十分協議してゐるというお話であります。が、それは形式だけの協議はあるかもしれぬけれども、防衛庁の職員に關する限りは、別の面から独自の形に關して進められておるというのが現実の事態だと考へておるわけですか。一般公務員に關する限り、確かに行政管理庁は當然その立場において総合的な調整等もはかるか知れぬが、防衛庁に關する限りは、現実にはさういふことはないわけであつて、具体的に行政管理庁が關係するとなら、さういふやうな点に今日まで關与して参られたのか、あるいは行政管理庁等の話し合いによつてどの程度防衛庁の考へ方というものか、定員等の面において調整されてきたのか、実績を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 具體的事実についての問題が多いやうであります。

から、人事局長から御説明申し上げることにいたします。

○政府委員(加藤陽三君) 防衛庁設置法の規定にもございます通り、国家行政組織法に基くこれは機構でございますが、ただ防衛庁の任務の特殊性等からいたしまして、必要な点の特別の規定を設けておられるというのが前提としての考え方でございます。それで定員及び機構につきましてもそういうことがございまして、一般の他の官庁との均衡等も、大蔵省の予算等の関係においてはまああつてございまして、機構の形につきましても、行政管理局の方で審査をなさるのでありますから、現にこの間の各地方官庁の各二割削減というよりなことにございましては、防衛庁の方もそれに準じて承わつておるわけでありまして、予算の面につきましてもなかなかむずかしい、たとえば機構につきましてもむずかしい査定がございまして、その上にさらに行政管理局におきまして、機構の設置等につきまして、他の官庁との均衡の面からいたしましていろいろ御意見が出ることは多々あるものでございます。われわれの方でも事情をくよくよく御説明いたしまして、そのつど御了解を得て、機構の設置、変更をして参つておるというのが実情でございます。この点につきましては、他の官庁と全然特別の取扱いを行政管理局において防衛庁についてなさつておるということはないということができると思ひます。

○田畑金光君 この点についてはまた後日行政管理局当局と同席の上お尋ねしなければならぬと思ひますが、次に私が大臣にお尋ねしたいことは、この文民優位の原則の確立についての問題であります。今日政治が軍事に優先しなやならぬということ、またあくまでも文民優位の原則が保持されなければならぬ、これは当然のことだと考へるわけでありまして。しかし今日承りますと、自衛隊の中には幹部クラスが、ことに海軍、あるいは航空自衛隊関係等においては、旧陸海軍、空軍関係の将校が相当多数入つておるわけでありまして。だんだん機構がこゝろ大きくなつてきます。また自衛隊の作戦、用兵というよりな、こういう任務がだんだん重く、あるいは問題が切迫してきますと、どうしても文民優位の原則というものがくずれやすくなる。ことが明らかだと考へるわけなんです。

まず第一にお尋ねしたいことは、一体現在の陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の中に、旧陸海軍あるいは海軍、あるいは空軍将校がどの程度入つてきて、その比率はどの程度に上つてゐるのか、この点を第一に承わりたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君) 人事局長から答弁申し上げます。

○政府委員(加藤陽三君) お答え申し上げます。今、田畑委員もおっしゃいました。海上自衛隊、航空自衛隊等につきましては、新たに幹部を募集いたします際には、給源についてはおのずから制限があるわけでありまして。たとえば海上自衛隊の方についてはおのずか、船の経験ある者といへば、海軍におつた者とか、商船学校の出身者以外にはないわけでありまして。航空自衛隊の方につきましては、飛行機の操縦、整備等の経験があります者はおのずから限られておるのであります。

私どももいたしましては、特に旧軍人の方を特別に採用するということがないものであります。一般に広く経験のある方を採用して、そういうふうな経歴のあつた方々がやはり比較的多くなるというところは、免れがたい事実なんではございません。現在陸上自衛隊について申し上げますと、これは幹部以外の者も若干いるかも知れませんが、今手元についております資料は、幹部について調べたものでございまして、しかも私どものとつております基準は、短期現役を除いて、現役である准士官以上の者であつて、技術、主計、衛生等の各部将校及び陸軍士官学校六十期生、海軍兵学校七十五期生以上の者を旧軍人として調査したものがございまして、これによりまして、昨年の十二月初めの調べで、陸上自衛隊幹部中、以上申し上げました旧軍人が三三%であります。それから海上自衛隊の方は、これも十二月現在でございまして、今申し上げました意味での旧軍人というものは六〇%であります。

○吉田法晴君 実数を言つて下さい。

○政府委員(加藤陽三君) 実数は、陸上の方から申し上げますと、調査した者が一万二千四百三十五名のうちで、旧軍人が四千七百七十四名であります。海上自衛隊の方で申し上げますと、二千七百五十名のうちで、以上申し上げました意味の旧軍人が千六百五十名、航空自衛隊の方は、これも調査の日付は同様でございますが、航空自衛隊の方は千七百八十三名中千七百七十名、六六%と相なつております。今後幹部を採用いたしますけれども、大体におきまして、こういうふうな経歴を持つた方

で採用可能な者が採用になつておると思ひのであります。今後募集につきましては、今までの若い諸君は十年の周回があるのございまして、新しくとりまします幹部といふものは以前のこゝろよりふうな意味での旧軍人ではない方々がどんどん入つてくる傾向にあるので、そのパーセンテージは漸次低くなると思ひます。

○田畑金光君 関連してお尋ねいたしますが、防衛庁設置法の十九条によると、内部部局における自衛官の勤務については、長官が必要と認めるときには、自衛官を内部部局に勤務せしめる、こういうことになつておるわけでありまして。制服職員が、制服の自衛官が内部部局に席を占めてくるというやうなことも、これは非常に重大な問題に発展する性質のものであります。が、一体どの程度内部部局に制服の自衛官が入つておるのか、それはどういふポストにどういふ仕事を担当せしめてゐるのか、この点御説明を願ひます。

○政府委員(門叶宗雄君) ただいま御質問がございました第十九条に言つておられます内部部局に自衛官を勤務せしめるというところは、今日のところ一人もございしません。内部部局に自衛官を勤務せしめる例はございしません。

○田畑金光君 一人もいないというところは、そのような必要性が生まれてないのか、あるいは将来とも内部部局に自衛官を勤務せしめるというやうなことはあり得ないのかどうか。

○政府委員(門叶宗雄君) 現在その必要を認めておらないからであります。

○田畑金光君 将来は。

○政府委員(門叶宗雄君) 将来の点につきましては、そのとき考へたいと思ひます。

○田畑金光君 その答弁は少し頼りないのですが、内部部局に将来自衛官等を使うというやうなことも当然考へられると思ひますが、どうですか、その点。

○政府委員(門叶宗雄君) 自衛官であるから内部部局に勤務せしめることを法律の規定によつて排除しない、こういう趣旨に考へております。

○田畑金光君 現在は内部部局に一名も自衛官が入つていないとすれば、この十九条は必要でないとするならば、当然将来いろいろ問題をかもしやすい、あるいは文民優位の原則等においてひびの入る危険な条文でありますので、十九条は削除することが望ましいと思ひますが、大臣どうですか、この点は。

○国務大臣(船田中君) 将来絶対に自衛官を内部部局に入れないとしてしまふことは、人材登用の上から申しまして、これは必ずしも適当でないと存じますので、この十九条のあることは差しつかえなし、また置いておく方がよからうかと考へます。

○田畑金光君 この法律ができてから何年になるか知りませんが、自衛隊がこれだけ膨大になつて、なおかつ内部部局に一名も入れる必要がないとするなら、何を好んでこゝろいふあいまいな条文を残しておくのか不可解です。人材登用というが、人材登用といつても、登用するについても、自衛官である限りは、当然それは内部部局で働いてもらうよりそれ以外で働いてもら

方が人材登用の趣旨だと考えるので、
そういうような点から見ても現実必要
がないとするなら、削除することが望
ましいと、こう思うのだが、長官の考
え方はどうですか。

○田畑金光君 現在まではその必要が
ないということになりますと、私は
この幕僚の監部という存在、幕僚
監部にはそれぞれ幕僚長があるわけ
ですが、その幕僚監部は、たとえば防衛
及び警備に関する計画の立案、あるいは
教育訓練、行動、編成、装備、こ
ういふ計画の立案、非常に重要ないわば
昔の作戦用兵に該当する問題を取り
扱っておるのです。こういうような問
題は、きつてきつて野にあって、野
にあってというか、一国会議員にすぎ
なかつた船田さんが、防衛庁担当の長
官になられたと言つても、こういう純
然たる軍事知識の面等については、こ
れは、さういふとであつて、おそ
らく一つの識見や見解を持つておると
はわれわれも期待してないし、また
さうも考へておりませんが、こういう
ような幕僚監部の統率というか、指揮
監督について、長官としてはどうい
う形でどういふような補佐を受けて、指
導されておるのですか、これを承わり
たいと思つておるのです。

○政府委員(加藤陽三君) この十九条
の規定は前の保安庁法の際にもあつ
たのでございすが、この趣旨とい
たしますところは、内部部局は基本
的な方針等の決定について長官を補佐
するのが任務でございします。そこで部隊
の実情なり専門的な知識なりといふこ
とにつきまして必ずしも十分でない
場合があり得るではなかつたか、こ
とにある程度問題につきまして、人が
変つたといふような場合には、実情に
ついても、専門的な知識についても、
必ずしも決定するについて万全を期す
るためには、さらにさういふふうな専
門的知識を持つておる、あるいは事情
に通じておる者の意見を聞く方がより
適切な補佐ができるのではないかと、さ
ういふような方の場合のことを予想
いたしまして、こうされたといふよう
に了承しております。ただいまのこ
ろでは内部部局に、今申し上げたよ
うな意味におきまして内部部局に自衛官
を勤務させる必要を認めないので置い
ていないのであります。

○田畑金光君 現在まではその必要が
ないということになりますと、私は
この幕僚の監部という存在、幕僚
監部にはそれぞれ幕僚長があるわけ
ですが、その幕僚監部は、たとえば防衛
及び警備に関する計画の立案、あるいは
教育訓練、行動、編成、装備、こ
ういふ計画の立案、非常に重要ないわば
昔の作戦用兵に該当する問題を取り
扱っておるのです。こういうような問
題は、きつてきつて野にあって、野
にあってというか、一国会議員にすぎ
なかつた船田さんが、防衛庁担当の長
官になられたと言つても、こういう純
然たる軍事知識の面等については、こ
れは、さういふとであつて、おそ
らく一つの識見や見解を持つておると
はわれわれも期待してないし、また
さうも考へておりませんが、こういう
ような幕僚監部の統率というか、指揮
監督について、長官としてはどうい
う形でどういふような補佐を受けて、指
導されておるのですか、これを承わり
たいと思つておるのです。

○田畑金光君 先ほど私がお尋ねした
ことに對しまして、局長から答弁があ
りました。海上においては六〇%、
陸上三三%、航空においては六六%す
でに旧軍隊の高級幹部が現在の自衛隊
の高級幹部として新しい軍隊の指揮に
當つておるわけですね。これがだんだん

多くなつて参りますと、今私が指摘
いたしましたように、当然政治が軍事
に優先するといつても、なかなかこれ
は一応言葉としては、あるいは現在の
憲法やこの防衛二法案の建前からい
うと、さういふ形式はとられておるか
もしれぬが、実際問題として下の方から
非常な力を充実にしますと、長官
等はこれは浮き上せられる危険性が
出てくると思つておるわけですが、幕僚監部
の所管事項等について大臣としても十
分これは見識をもつて押えがきく大臣
であるならなにかだが、どうも押え
なくちゃならぬその幕僚の補佐を受け
て仕事をやらなくちゃならぬといふと
ころに、なほ一そう矛盾が生れてく
る、さうわれわれは考へるわけで、な
かなかこの問題は、大へん重大な問題だ
といふやうに感ずるわけですが、大臣
としては私が先ほど来お尋ねしてお
る文民優位の原則はあくまでも実質的に
も貫き、堅持する、このことに對しま
して、どういふ方策を、あるいは平素
どんな心がまえで指導されておるのか
承りたいと思つておるのです。

○田畑金光君 先ほど私がお尋ねした
ことに對しまして、局長から答弁があ
りました。海上においては六〇%、
陸上三三%、航空においては六六%す
でに旧軍隊の高級幹部が現在の自衛隊
の高級幹部として新しい軍隊の指揮に
當つておるわけですね。これがだんだん

が、統帥権の独立といふようなことが
あつたればこそ、ああいうことが行わ
れたんであります。さういふことの
ない今日の憲法及びこれにつながる現
在の組織、各行政組織に関する法制の
もとにおいては、いわゆる軍事優先と
いふことが行われる。またさういふ危
険が起つてくることはなかつたかと私
は信じています。またさういふことには
なかつたかと私に力をつけておるわけ
です。

○吉田法晴君 ちよつと時期がおくれ
ましたが、先ほど人事局長から御説明
がありました自衛隊の中の旧軍人の
数と、これはいわゆる自衛隊の中の
あれだと思つておるのですが、もう少し詳細
に――幹部とおつしやいましたけれど
も、その幹部のいろいろ階級もあるよ
うですが、表にしてお出しを願ひたい
と思つておる。それを一つお願いをして
おきます。出せるかどうか……

○政府委員(加藤陽三君) 今、手元
に階級別の数字を持つておりますから申
し上げましようか。

○吉田法晴君 関連です、あとで出
して下さい。

は自衛隊の關係についてはなおさらで
す。従つて同様の、何と申しますか、
基準で行われなかつたのかどうか。そ
れからさらに自衛隊の制服について
も、同様の、他の官庁において整理あ
るいは縮小が行われた場合に、自衛隊
の中でも同様のことが行われておるの
かどうか、その点一つ補足的に御説明
を得たいと思つておる。

○政府委員(加藤陽三君) お答えを申
し上げます。これは最初の方のお尋ね
でございすが、新聞等で出ておるま
したと申すのは、実はさういふこと
でございします。防衛庁におられる職
員は、参事官、課長、部員、事務官、
技官、教官といふいろいろございします。そ
こでその課長について、課を減らしま
すと課がなくなくなるわけではござい
ませんが、しかし仕事の實質からいた
しまして、それに相當するやうな重要
性を持つておる仕事につきましては、
ある程度権限と責任のある仕事をし得
るやうな体制にしたい、さういふふう
に実は考へておるわけではございします。

○吉田法晴君 答弁が落ちております
が、それは内部部局について十分行われ
たかどうか、内部部局についても多少

事情が違つておるのじゃないかという質問をしたのですが、それについては今一応御答弁がありました。ところが自衛隊の制服については同じようなあれが行われたか、これについては何ら御答弁がございません。

○政府委員(加藤陽三君) この政府で定められた基準は、内部部局というところとございまして、私どもの方といたしましては、内部部局についての課の整理を行なつたということになつておるのでございまして。これは他の官庁と同じような基準でございまして。

○吉田法晴君 ところが政府で話したのは、あるいは国会で定員法とかいろいろものを論議しましたときには、内部部局とか制服とかいうものはあなたのところ以外にはないので、それは閣議で相談をされようとも、あるいは国会で論議をしようとも、それはあなたの方の特殊性を考えないで、一般的な論議がなされる。それを持つて帰つた場合には、あの話は人員の問題にしても、あるいは拡張の場合には定員については特別法でふやしていく。それは縮小の場合にも、あるいは整理の場合にも、あれは内部部局の話であつて、制服については別問題だ、こういうことでその一般原則が除かれた。それが先ほど田畑君が言う行政管理局の相談なしに定員がどんどんきめられていく、あるいはふえていくじゃないか、こういう質問なんです。それに関連してこの質問をしたんですから、あなたの方で勝手に、あるいは閣議の申し合せで内部部局なら内部部局についてのことであつて、それは制服についてはないということ、は、先ほどの田畑君の何と言います

か、質問を肯定されたことなんです。が、そんなんですか。もう少しはつきり御説明願ひたい。

○國務大臣(船田中君) これは閣議で決定した方針がたゞいま人事局長の説明申し上げたようなことでありまして、防衛庁だけが特別の扱いを受けたわけではございません。

○吉田法晴君 初めから内部部局だけで、制服については入つていない、含まない、こういう了解ですか。それは他の省庁についても同様ですか。

○國務大臣(船田中君) その通りでございまして。そしてこの課を二割減らすというところにつきましては、行政管理局と十分協議をいたしまして、現に御審議願つておる法案が立案されたわけでありまして、防衛庁だけが特別な扱いは受けておりません。

○田畑金光君 防衛力の増強計画に伴ひまして、当然艦艇とか飛行機、武器等の装備の充実ということが考えられるわけですが、いづれ政府としては防衛力六カ年計画を正式にきめられて、軍備の体制をぐんぐん進められるものとわれわれは見えておるわけです。そこで先般来質問もありましたが、この防衛六カ年計画と防衛生産との関係について、政府は今後兵器産業をどう日本においては培養していくのか、いつまでもアメリカのMSA援助兵器に頼つておるわけでもありませんか。また承りますと、アメリカから来る援助の兵器、ことに航空機等について、予定の数が入つてこないの、防衛庁としても防衛六カ年計画を練り直さなくちゃならぬ、こういう事態になつておるとわれわれは聞いておるわけですが、政府といたしましてはこの

防衛生産についてどういふ計画をもつて進めていかれようとする御方針なのか、少し一つ詳細に大臣から承りたいたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 防衛生産の問題につきましては、今、田畑委員の御指摘になりましたように、日本の防衛生産は戦後長い間の空白がございまして、現状におきましては防衛生産態勢というものはまだ整つておりません。ただそのうちで艦船の建造及び通信機材の製造につきましては、やがてこれが回復をいたしております。現に海上自衛隊の使います艦船については着々建造ができております。通信機材につきましてもある程度進んでおります。しかしその他の防衛生産については、たとえば重砲弾薬といったようなものにつきましては、これは御承知の通り昭和二十五年のあの朝鮮戦争のときに、これが域外買付を受けたもので、その方は現状においてある程度の施設を持つております。しかしこれに對して今、現状において防衛庁が大量の弾薬の注文をするというよりなことはいたしておりませんので、この弾薬の製造施設につきましては、まだ十分これを育成するということにはなっておりません。その他の防衛生産につきましては十分整つておりません。

○田畑金光君 艦船あるいは通信機材については日本でも相当のものが作られるようになった。これは戦前からの日本の造船技術等から判断しますと、当然のことだと思ひわけですが、今日の本の造船所で作つておられる船は、かつての駆逐艦程度の船のようでありますが、こういう日本で艦船等を作るについても、たとえば大型の船は日本では作つてはならぬとか、この程度以上はアメリカに発注するのだとか、アメリカの了解を、あるいはアメリカと協議をして作らなければならぬとか、こういうようなとりきめがあるのですか。

○國務大臣(船田中君) ただいま御質問のようなことは、日米間に何らとりきめをしておることはございません。わが方で今まで注文いたしておりまする、日本の造船所に作らしておりまする船は、御承知の通り一番大きいのも千七百、八百トンといたしてございまして、これは別に制限をされておるわけではございませんので、今のところ海上自衛隊として必要な艦船は、まずその程度で間に合うというよりなことか、千トンあるいは千七百、八百トンというものを、作つておるのであります。別にこれはアメリカとのとりきめによつてそういう制限をもつておるものではないと思ひます。

○田畑金光君 艦船あるいは通信機材については日本でも相当のものが作れるようになった。これは戦前からの日本の造船技術等から判断しますと、当然のことだと思ひわけですが、今日の本の造船所で作つておられる船は、かつての駆逐艦程度の船のようでありますが、こういう日本で艦船等を作るについても、たとえば大型の船は日本では作つてはならぬとか、この程度以上はアメリカに発注するのだとか、アメリカの了解を、あるいはアメリカと協議をして作らなければならぬとか、こういうようなとりきめがあるのですか。

れるようになった。これは戦前からの日本の造船技術等から判断しますと、当然のことだと思ひわけですが、今日の本の造船所で作つておられる船は、かつての駆逐艦程度の船のようでありますが、こういう日本で艦船等を作るについても、たとえば大型の船は日本では作つてはならぬとか、この程度以上はアメリカに発注するのだとか、アメリカの了解を、あるいはアメリカと協議をして作らなければならぬとか、こういうようなとりきめがあるのですか。

○國務大臣(船田中君) ただいま御質問のようなことは、日米間に何らとりきめをしておることはございません。わが方で今まで注文いたしておりまする、日本の造船所に作らしておりまする船は、御承知の通り一番大きいのも千七百、八百トンといたしてございまして、これは別に制限をされておるわけではございませんので、今のところ海上自衛隊として必要な艦船は、まずその程度で間に合うというよりなことか、千トンあるいは千七百、八百トンというものを、作つておるのであります。別にこれはアメリカとのとりきめによつてそういう制限をもつておるものではないと思ひます。

○田畑金光君 将来に日本がアメリカの要請に應ずるだけの陸上兵力だけでなく、あるいは海軍でも航空でも持つようになつてくるとすれば、当然千八百トン級の艦船だけではなく、大型の船も作るようになってくると、こう考へるのですが、この点はどうか、日本では担当し、海軍、空軍はわが方でお世話をあげましよう、これがアメ

リカの率直な態度のようですが、後ほど御質問いたそうと思ひますけれども、そうしますと、いつまでもアメリカの軍隊というものは海軍、空軍が日本にとどまるということになつてきまなつていくわけですか。

○國務大臣(船田中君) 防衛庁の試案として持つております防衛庁計画の内容が、たびたび御説明申し上げましたように、陸上十八万といふことで、陸の方に相当重点がかつております。といふことは、これはたびたび御説明申し上げたこととございまして、米駐留軍の陸上戦闘部隊がまず最初に引く、こういうことでございまして、それらのことを考えあわせまして、陸上自衛隊の整備を先にはかつておるといふことになつております。海上及び航空につきましては、出発がおくれしておりますが、海上については四年、航空についてはまだ二年にわたるのでございまして、勢いその点におきましてはおくれしております。陸上自衛隊の成長に對しまして海、空の方はおくれております。しかしこれは必ずしもアメリカの要請がどうであるからといふことではなくして、わが国の防衛体制として自主的にわが方できまして、そしてアメリカの供与艦船、兵器、飛行機等をも考慮しつつ、わが国の国力と国情に沿つての自衛体制を整備するといふ一貫した考えを持つて進んでおるわけとございまして。

○田畑金光君 結局アメリカが一つの戦略的な立場から、日本の方に空軍も海軍も自力で一つやつてみてくれ、こういうようなことになつてきますと、当然日本としては今陸上兵力の

増強に努力を払っておると同じ程度に、空軍や海軍の増強に努力を払うようになるのが当然のことになってくると思うのですが、その点どうですか。

○国務大臣(船田中書) 防衛庁の責任者といましては、昭和三十一年度の最終年度におきまして、陸上十八万、海上艦艇十二万四千トン、航空自衛隊において千三百機というような目標を立てまして、その目標をまず達成するということに努力をいたしてまいります。もちろんこれは今後の具体的な検討によりまして、多少の変更はあるかと思いますが、その目標を達成するということに最善の努力をいたして参っており、また今後もしたして参るつもりでございます。それからさきのことは、現在においては何とも申し上げかねる次第でございます。計画を持つておらないということでございます。

○田畑金光君 防衛庁といましては、本年度以降、無線誘導弾の試作研究を開始するということで、防衛技術研究所の機構の充実、あるいは予算面の増額等もはかっているわけですが、すでに無線誘導弾の試作の必要から、スイスの会社から購入計画も立てておるようでありまして、そういうような御計画をお持ちなのかどうか。当然持つておられることでありますので、その計画の内容等について承わりたいと思ひます。

○国務大臣(船田中書) 無線誘導弾は、これは防衛兵器としてきわめて適当なものであると考えます。そこでこのGMの研究は、今までは書類によつて調査研究しておりましたが、実物について具体的にこれを研究するといふことが必要であると存じまして、昭

和三十一年度の予算においてはある程度の予算の計上を認めていたのだわけでございます。なお、具体的のことにつきましては装備局長なり、あるいは防衛局長から御説明をいたした方がいいかと思ひます。

○政府委員(久保松夫君) お答え申し上げます。ただいま長官の申されたこととく、調査につきましては昨年度七、八百万程度、前々年度は五百万程度の金額で実施いたしました。が、もつぱら机上の上の調査をいたしまして、相当基礎資料は集めたわけでございますが、その重要性を考えまして、三十一年度から試作の一部を開始することとしたのであります。その具体的な内容といましては、何といつても現場を一つ手に入れたというところで、現在世界中で商業ベースで手に入るものはエリコンの誘導弾一つでございます。この対空誘導弾を地上設備ワン・セットと、それから誘導弾十発を納入したいということで、その予算額の合計は三億六千万余りでありまして、そのうち本年度分が一億六千万、それから来年度分が二億弱ということですが、予算外契約でございますが、三億六千万強となっております。そのほか購入いたしました誘導弾を勉強いたすために、またそのうちに含まれていない部分を研究するためにも、約四千七百万ばかり、たとえばロケットの関係でありますとか、ホーミングの関係でありますとか、若干の項目をあわせて上計したいということで、合計四千七百万ばかりの予算を納入費のほか

に計上いたしております。

○田畑金光君 大臣にお尋ねいたしますが、これは商業ベースの関係からス

イスのエリコン会社から購入するといふ方針をとられたのは、アメリカの方からはこれはどういふわけであつても、ええないのか、軍事機密その他の関係、あるいはこういうようなことまで日本はやらなくてもいいというアメリカの気持があつてアメリカの方からは入つてこないのか、昭和三十一年度から重要な情勢にあるので防衛無線誘導弾の試作を始める、こういうような方針が定められたというの、どういふ情勢判断の下に、こういう兵器の生産に着手されたのか、一つその辺の事情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(船田中書) 誘導弾といふものは、防衛兵器としては非常にこれは適切なものであると存じますが、何とか日本でも研究をし試作をしてみたいと従来から考へておつたわけであり

ますが、アメリカ側からこれに當るような適当な誘導弾が供与ができませんれば、早い機会に供与を受けられますれば、これは大へんいいのであります。が、しかし今のところちよつとそういう見込みが十分立ちませんので、スイスのエリコン社から誘導弾を買入れ

て、そうして具体的な検討を加えて、わが方においてもこれを自作するよう

にしたい、こういうようなことで予算を計上した次第でございます。

○田畑金光君 これは無線誘導弾といふのは防衛兵器とおっしゃいますが、防衛兵器なのか、それとも攻撃兵器なのか、今の世界の軍事常識からい

つた場合、これはどつちに見るべきものでしょうか。

○国務大臣(船田中書) これはむしろ防衛兵器として見るべきものと思ひ

ます。

○田畑金光君 そり独断されては非常に困るので、大して大臣も軍事兵器の知識があるお方とも見受けられないので、そり独断されたんじや非常に迷惑であるので、一つだれかこういうような問題について専門の人がおありで

しょうから……。

○政府委員(林一夫君) エリコンにつ

きましては、その性能から申します

と、最大射程が二十キロメートルとい

ふことになっております。きわめて短

距離の射程を持つております。当方で

これを試作研究すると申しますのは、

もちろん地对空の誘導弾として防空用

のものであります。このような性能か

らしても、これが攻撃用としては考え

られない。地对空、防空用として考へ

ておるのであります。

○田畑金光君 先般からいろいろ問題

になつております例の急迫不正の侵害

で座して自滅を待つよりもというよう

な場合に使うというの、この無線誘

導弾になるわけですか、どうですか、

大臣に一つ。

○国務大臣(船田中書) この席からも

たびたびその問題については答弁申し

上げ、御説明申し上げたのでございま

すが、もし不幸にして日本の区域に侵

略が起つたと、こういうような場合に

は、もちろん行政協定二十四条の規定

によりまして、日米間においてどうい

う共同措置をとるかというのを協議

をいたしますし、またそのときにはお

そらくいち早く国連に提訴するといふ

ようなことが行われると存じます。も

ちろん防衛出動するようないつにつ

きましては国会の御承認を得て防衛出

動をする、こういうことでございま

す。この敵基地をたたく云々の答弁を

申し上げたのは、きわめてまれなこと

と思ひますが、そういうまれな場合に

急迫不正な侵略があつて、そしてそれ

を防ぐのに他に何ら方法がないとい

うときに、全く自滅を待つというのは、

いかに平和憲法においても、それを認

めるというわけではあるまい。だから

そういう場合には自衛権の発動はあり

得るんだという、理論的の御質問に對

して理論的の御答えを申し上げたわけ

でありまして、現実はどういふ場合に

なつたら敵基地をたたくんだといふこ

とを現実として、そしてその用意を

しておるということではありません。

もちろんただいま防衛局長が御説明申

し上げたようなエリコン社から誘

導弾を買入れて、これを研究すると申

しましたも、それによつてただちに敵

基地をたたくかといふことを考へ

ておるものではないと思ひます。

で、この誘導弾は、地上から侵入して

くる敵の飛行機を撃つ、地对空の攻撃

をする、あるいは敵の侵略に對して反

撃をする、こういうのであります。か

ら、それはいよいよ大陸を横断してい

く大きなICBMといったような攻撃

兵器ではありません。これはどこま

でも防衛兵器であるといふふうにわれ

われは考へておるわけでありまして、

そういう防衛兵器はぜひ研究をし、そ

してできるだけこの科学技術を動員い

たしまして、経済的な防衛体制を整備

したいといふ考えからエリコンの研

究もしていきたい、こういうことでござ

います。

○田畑金光君 この無線誘導弾は憲法

のいわゆる陸海空軍その他の戦力、そ

の他の戦力の中に入りますか、どうで

すか。

七

第一節 内閣委員会會議録第二十六号 昭和三十一年四月十二日【参議院】

○國務大臣(船田中君) ただいま申し上げたような趣旨において誘導弾を持つという事は、憲法九条の禁止しておる戦力ではないと私は考えます。

○田畑金光君 憲法の禁止するしないという問題じゃなくして、いわゆる常識的な意味の戦力の中に、これは入るかどうかと、こういうことをお尋ねしては、日本の憲法を前提する論議じゃないのです。これは戦力の中に入るかどうかと、一般軍事常識の面から見た場合に、これは何に該当するものか、この点について承わりたいと思います。

○國務大臣(船田中君) 何に該当するかとおっしゃれば、憲法九条に禁止している戦力の中には、その範疇には入らないと、こう申し上げるより仕方がありません。

○田畑金光君 戦力では間違いないですね。ただ憲法の禁止する戦力ではないんだが、戦力には間違いないんですね。

○國務大臣(船田中君) 自衛権の範囲内にあるものと考えます。

○田畑金光君 いや、私は自衛権という権利を言っておるのではなくて、この無線誘導弾というものを言っておるのです。物理的な存在について、これは何かという……

○國務大臣(船田中君) それでは田畑委員の御質問になる戦力というのはどういう定義をなさるのですか。それによつてお答えを……

○田畑金光君 それは何ですかね、大臣、私が質問しているのですから、質問に答えてもらわんと。私に反問されるというのはいかぬ。要するにですね、この戦力というの中には、一

般兵器等も入ると思うのですよ、私はね。だからそういう意味における陸海空軍その他の戦力と、こうなつてきますと、単に頭数だけではない、当然に、頭数を実質的に戦力として仕上げるというところのその他の兵器等も当然これは戦力の中に入るものであり、また憲法のあの条文からすると、それも当然予測しておるはずなんです。でありますから、二十キロの射程があると、海を渡つて向うまで行くだけのこれは射程距離もないから防衛兵器だと、こうおっしゃいますが、とにかく無線誘導弾というものは、われわれの聞いておる限りにおいては、現在の兵器の先端を行くものです。そういう意味におきまして、陸海空軍その他の一切の戦力は、これは保有せぬという、この戦力の中に該当するかしらないか、これをお尋ねしておるのです。

○國務大臣(船田中君) ですから憲法九条の禁止しておる戦力の中には入りませんというのを申し上げておるわけですね。

○田畑金光君 あなたの答弁を聞いてみると、私はさっぱりわかりませんですがね。これはですね、どうですか、普通の一般的な常識で私たちが答弁をし、また解釈をしていかなければ、質問者自身が退却するわけですね。一般兵器とかあるいはタンクとか飛行機も同様でしょう、無線誘導弾、こういうものは戦力というものの範疇に当然入るとお考えになりますか、どうか。

○國務大臣(船田中君) 攻撃的の兵器はならぬと思います。

○田畑金光君 飛行機や、そうすると、無線誘導弾というものは、攻撃の場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

場合には絶対に使用されないというこ

本に持ち込むということで、向うからは持ち込まれたものである、そう言われておる、それをどういう工合に……、われわれの方は原子兵器としてもらったのではない、こう言われるのか、あるいは向うでハル元国連軍司令官なりはそういうことを言っておられるという点も御否定になる。それからグアムあるいは小笠原については、これはそういうニュースがありますことは間違いないがございせん。私はそれがグアムであるのか、小笠原であるのかしりませんけれども、これは局長でないかもしれせんけれども、日本の防衛庁で原子兵器であるオネスト・ジョンあるいはナイキが入ってくるのに、あるいは原子兵器がアジアに來ているのに、それについて知らぬというはずはない、あるいは知らぬじゃ済まされせん、これは、局長が知らなければ、ほかの責任者でもけつこうですが、事実を知っているかどうかについては明確に一つ御答弁を願いたい。

○委員長(小柳牧衛君) じゃ暫時休憩いたします。大体の予定は一時半とします。

午後零時十九分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから再開いたします。

委員変更について御通知申し上げます。

本日松浦清一君が辞任せられまして、その補欠に亀田得治君が選任せられました。

○委員長(小柳牧衛君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案並びに自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。午前中に引き続き御質疑を願います。

○田畑金光君 大臣にお尋ねいたしますが、先般米米共同駐留軍の撤退についていろいろ新聞で報道されているわけでありまして、政府の発表、あるいは大臣の答弁にもあったかと思ひますが、現在アメリカの駐留軍は地上部隊にして四万二千名いるが、本年六月末までには約一万一千名の撤退を完了するので、地上の兵力が従って三万一千名になるようにあります。で、この地上兵力は撤退して一部本國に引揚げるとか、あるいは沖繩に移駐するとかいうような話等がありますが、これはどういふことになつておるのか。日本政府等については何らこういう問題について具体的な話し合い等は事前になのかどうか、あるのかどうか承わりたいと思ひます。

○田畑金光君 漸減するといふようなこと等も現実は何らないんですか。

○國務大臣(船田中君) 現在のところ何も聞いておりません。

○田畑金光君 そういたしますと、この防衛支出金でありますが、たとえば

の箇所ででも申し上げたことと存じますが、大体本年のうちに一万一千名ほど撤退する。ただいまお話しがありました。が、六月までというところではなくして、その一部は、空母団のごときは六月上旬より撤退を開始するといふこととございまして、おそろしく今年末までかかるのではないかと思ひますが、とにかく今まで日本側に通告されておりました約一万一千名のものが撤退するといふことは、予定通りに撤退をいたすことになつておりました。最近A.P.電が、U.P.電に出ておりました。予定の計画が違つてきたという情報は、これは間違ひであつたやうでございまして。

○田畑金光君 撤退したアメリカの軍隊は大体どこに移駐することになるわけですか。

○政府委員(林一夫君) 騎兵師団の一部は本國に、海兵師団の一部は沖繩、空母団も本國の方に引き上げる、こういうふう聞いております。

○田畑金光君 陸上兵力は一万一千名撤退して、なおかつ三万一千名前後残るわけですか。ところが海軍部隊あるいは空軍部隊、これはまだ相当の兵力あるいは装備を備えているわけですが、この海軍や空軍については別に漸減するといふようなこと等はないんですか。

○國務大臣(船田中君) 今のところ米海軍、米空軍が撤退するといふ計画は聞いておりません。

本年度四百五十億、昨年度、昭和三十年度は四百五十九億、こういうことになつていくわけですか。昭和三十一年度の防衛支出金の折衝に伴つて、来年度以降の一般的な漸減方式が日米共同声明の中にうたはれておられるわけですが、この防衛分担金については政府として今後ともあの声明の趣旨にのつて処理していかれる、こういう御方針でありますか。ことに今のお話のうちに、空軍、海軍は漸減する方針も聞いていなければ、政府としてもそのような様子を見ないといふことになつて参りますと、防衛分担金といふものは半永久的に日本は負担することになるわけですが、そういうふうな解釈をしていかうか、大臣の見解を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 防衛分担金につきましては、先般日米共同声明で申しておりましたやうな一般方式といふものが両者の間に協定されました。その方針に従つて米側では防衛分担金の削減に依つてくれることになつておりますので、日本側といたしましてはこの共同声明にありますやうな方向で進んで参りたいと思ひます。

○田畑金光君 結局理論的にはアメリカの海空軍といふものがずっと日本にとどまる限りにおいて、防衛分担金といふものは漸減方式はとられたにしても、いつまでも日本はこれを負担しなければならぬといふことになるわけですが、そういうふうに理解していいかどうか。

○國務大臣(船田中君) これは御承知かと思ひますが、行政協定の二十五条軍費の負担といふところの第二項の(b)に書いてあるわけでありまして、先般日米共同声明をいたしましたものは、この扱いについての一般方式をきめたわけでありまして、その方式によりましてわが方の防衛庁費あるいは施設等提供費が漸増して参りますれば、防衛分担金はだんだん減つていく、こういうことになつております。

○田畑金光君 日本は防衛努力がだんだん進んで参ります。そうしますと、当然防衛庁の経費がふえていく、ふえた半分以上は減らしてくれれば、これが一般方式であります。その際、私のお尋ねしているのはアメリカの空軍や海上の部隊はずっとどまつておるといたしました場合に、このお話の行政協定二十五条の第二項の建前から申しまして、漸減方式はとられることになると、向うの海上、空軍部隊がどまつて参ります。この行政協定を根本的に廃止するか、改訂しなければ負担金が免除されるというのではないのかどうか、この点を御尋ねしているわけなんです。

○國務大臣(船田中君) 日米共同声明にあります一般方式に従つて、わが方の防衛関係費用がだんだん増して参ります。防衛分担金が零になるというわけでもありません。防衛分担金が零になつたら、そのときは米駐留軍がいなくなるのかといふこととこの問題とは別箇に、防衛分担金を漸減していくといふことだと思ひます。

○田畑金光君 四月七日の日本経済新聞によりますと、西独政府が米英仏三國に対する防衛分担金の支払いを拒否することとにきめて、六日にボン駐在の三國大使館にこの旨を通告した。従来西独は米英仏三國軍の駐留費として年

間三十二億マルクを支払っていたが、今回長い間、懸案となっていたこの問題について分担金の負担打ち切りを通告しているわけであります。この結果、米國は三億ないし三億五千万ドルの支出増、英國は年間約一億九千万ドルの支出増、フランスも相当額の支出増となつて来るので、ことに英仏の経済状態は、これがために相当影響を受けるであらう、こういうような新聞報道がなされておるわけです。考へて見ますと、アメリカの軍隊が日本に駐留するということは、日米共同防衛という条約の建前もさることながら、突き詰めていきましたと、結局アメリカの極東戦略の一環として日本にとどまつておるわけであつて、もうこの時期になれば当然日本としても防衛分担金等については打ち切りをやつてもいい時期じゃなからうか、あるいは漸減方式、一般方式なんというふうなことでなくして、この際、西独等のこの措置にならうべき問題ではなからうか、こゝろ考へるわけですが、政府として、あるいは防衛担当の大臣としてそれだけの考へはありませんかどうかお尋ねします。

○國務大臣(船田中君) 西ドイツ政府が防衛分担金を英仏米三国政府に対して拒否したというふうな記事につきましても、新聞記事は読みましたけれども、その真相ははつきりいたしておりません。これはよく研究いたしてみまされども、どうも納得のいかない記事ではないかと考へるのでございませう。

なお、あとにお尋ねになりました日本については今日の現状におきまして米駐留軍が日本防衛のために駐留して

おるといふことは必要でございまして、従つてその経費の分担を日本政府がやるというところは、これはやむを得ないことであり、これを今直ちに拒否するといふような考へ方は持つておりません。

○田畑金光君 いろいろ重大な新聞の報道等について防衛庁として真偽のほどを確かめてない、調査されていない、私は重大な失態だと思つておる。この点に關しまして今の防衛庁は海外の情報等についてどういふような形、どんな機關を通じて情報等を収集されておるのか、いろいろ膨大な機構等を持つており、毎年使用しきれない予算をかかえて不当な支出だけやつて、國民の怨望を買つておるの、今の防衛庁の実態ですが、こゝろいふ大事な問題等についてなせもう少し西独等の行き方についての調査をなさつていないのか、なさうとする努力を払う意思があるのかどうか。もし調査してなければ、すみやかに調査の上大臣から直接は、御答弁をお願いしたいと思います。私が、もし西独等においてそゝろいふような措置がとられておるとするならば、日本政府としても、こゝろいふ行き方に大いに一つ學んで努力を払う意思が出てくるかどうか、大臣の見解を承わります。

○國務大臣(船田中君) 海外の情報等につきましても、わが政府の在外公館の手を通じて情報を得るといふ以外に、現在のところは防衛庁が直接その手段を持つておりません。西独のただいま御指摘のようないことが果して事実であるかどうかといふことについては調べてはおりますけれども、まだその真相ははつきりいたしておりません。

しかし新聞の報道が常に必ず正確であるかどうかといふことについては、先ほどお尋ねのありました米駐留軍の撤退の計画が変更されたといふようなAP電につきましても確かめてみるというところとおるといふ場合もございませうから、その新聞記事だけでもよしとして、私がこゝろに政府の見解を申し上げるといふわけには参りません。

○田畑金光君 私は単に新聞の記事だけをよりどころにして質問しておるわけじゃない、と申しますのは、日本の政府が歴代とつてきた態度をみますると、あまりにイエス・マン式過ぎるという事です。アメリカに対して何一つの自主的な立場で話し合いを進めるだけの勇氣もなければ抱負もない。その自立と自尊心のない従来の政府の態度をみたとき、われわれとしては遺憾きわまる感じを持つておる。しかし西独の行き方等をわれわれがみた場合に、確かに西独陣営の中にあるといふことはわれわれもよく承知をいたしておりますが、しかしそれではあるが、なお主張すべき点は堂々と主張しておる。独立国家としての体面を常に維持し、西独諸國に対してもアデナウアー政権の態度をみても、われわれはドイツの民族のほんとうに新しい立ち上り方を感ずるわけです。そゝろいふような今日までの西獨政府のつてきた態度を比較検討した場合に、この四月七日の新聞記事等は西独においてはさもありなんといふ感じを私は持つたから、この新聞記事をもつてあなたに質問したわけです。それで調査の結果、かりにこゝろいふ事実が西独等に発生をしたとするならば、日本政府としても同様にこれにならうだけの勇氣が

あるかどうか、この点を承わるとともに、いつごろまでに調査して本委員会において大臣から御報告が何えるか、その点もあわせてお尋ねします。

○國務大臣(船田中君) 西独の事情については十分事情を調査して、これをわが國の施策を行う上においての参考に供していくことはよろしいと思ひますから、われわれも今後十分研究、調査をして参りたいと思ひます。しかし、西独側でどういふ措置をとったかといふことが、その真相が判明したからといって、それによつて必ず日本がこの西独側のやつたことにならなければならぬといふことはございませう。従ひまして日本といたしましては、従来日米安保条約によつてわが國土の防衛を共同で責任を持つて担当しておる、こゝろいふことであり、そして今後におきましても、この状態をわが國に変更するといふ考へは持つておらないのであります。しかし、その間にございまして、わが方において自衛態勢を整備するにつきましては、もとより日本の自主性をもつて国力、國情に相應する最小限度の自衛態勢を着々整備するといふことに努力をしておるわけでありませう。

○田畑金光君 今の私の質問の最後の点、すなわち西独の事情を調査の上、本委員会において大臣から直接私は事情を承わりたいと思ひますが、いつごろまで一つ返事してもらへるか、調査が願へるか、この点もあわせて伺ひます。

○國務大臣(船田中君) 今の御質問の点ですが、こゝろに日を限つていつその結果を申し上げるというわけには参りませんが、私どもといたしましては、

できるだけその真相をはつきりさせるようになつたと思ひます。事実がわかりさえすれば、いつでも御報告を申し上げることになつたと思ひます。

○田畑金光君 現在アメリカ國の軍隊が撤退をして一部本國に歸り、一部は沖繩に移駐しておる、こゝろいふことを聞いておるわけでありませう。最近の情報は百三十七億に上る大規模な海兵基地等の建設計画が進められておるようでありませう。永久の要塞地帯化に発展しているのが沖繩の実情でありませうが、しかも沖繩においては復歸運動がますます熾烈化してきておるといふ状況であります。復歸運動が熾烈化するに應じて、アメリカ軍隊の現地住民に対する圧力、圧迫といふものが加わつてきておることは、これも真相であります。先般の選挙等においても復歸派の野党に対して圧力が加わつたといふことも伝えられておりますが、これも事実であることをわれわれは承知いたしております。ことにきよの朝日新聞にも出ておりましたが、この海兵基地の建設計画等においても、非常に日本の業者に対して不当な契約条件、不当な要求をアメリカ軍当局はやつておる。こゝろいふような問題が現実に行進しておるわけでありませう。サンフランシスコ条約によつて、沖繩等については、日本の潜在主権が認められておるといふことでありますが、日本から撤退する軍隊がますます沖繩に集結して、永久の軍事基地化し、要塞化し、東洋の最大のアメリカの侵略基地に作り上げよう、こゝろいふような態勢にあるわけです。この点に

関しまして、こういうような問題等については、日本政府としては何らの発言権もないのか。一体現地住民の復讐運動に対しても、これはもちろん外交交渉の問題でありますが、そういう声を政府もよく承知しておるはずで、また先ほど申し上げましたように、現実に基地建設の事業において、日本の業者が不当な圧迫を加えられておる、こういうような問題について、日本政府は口を締めて何も言えないのか、言つて、何か話を進めて実は今日までやってきたのかどうか、この点、一つ大臣から政府の考え方というものを承わりたいと思います。

○國務大臣(船田中君) ただいま御質問のことにつきましては、外務大臣から御答弁申し上げることが適當だと存じます。私としては直接その御に當つておりませんので、ここに責任をもちて申し上げるわけには参りませんが、ただ私は日本人としては、どこまでも沖繩がなるべく早い機会に日本に復帰するということを希望いたしております。その希望は政府も万々承知いたしておりますのでありますから、外務大臣から、すでにアメリカ政府に対しては、その希望が強く主張せられておることと信じます。

○田畑金光君 あなたに外務大臣の答弁を要求しているわけではなくして、撤退軍が、いや日本を撤退する軍隊が沖繩に移つて、大いに向うでアメリカの基地の強化のために努力をしているという、この点に關して、日米共同防衛という立場から言つて、日本の防衛問題の最高責任者である船田さんは、この問題等について何か考えがあつてしかるべきだと思つておるわけであり

ます。あなたの所管する防衛の観点から言つて、さつき言つたような点についてはどう考えられるか、これをお尋ねしておるわけで、もう一度一つ御答弁をお願いしたい。

○國務大臣(船田中君) 私としては沖繩が日本の完全な領土としてすみやかに返還されることを希望いたしております。

○田畑金光君 アメリカの兵隊が沖繩に移駐する、こういうような問題等については、日米共同防衛という建前から、日本政府には何らの相談もないのですか、それは向うの方で日本政府、あるいは具体的にあなたならあなたと何らの話し合い等もなく、アメリカ政府自身の、あるいはアメリカ極東軍の隨意的な考案で処理されておるのかどうか、その点どうですか。

○國務大臣(船田中君) 米駐留軍が日本を撤退するということについては通告を受けております。しかしそれが沖繩に行くという点については、その行き先について明瞭に通告を受けておるかどうかという点については、私自身は現在承知いたしておりませんから、その点は事務当局の方から御答弁申し上げることが適當かと思つております。

○田畑金光君 いや、私は事務当局からこんなことを聞こうと思つて尋ねていないのです。こんな重大な問題が、これは大きな、国と国との話し合いで、よりから、事務当局の話し合いじゃなくして、大臣としてこの問題についてどのように関与されてきておるか。大臣なんか素通りにして、事務当局と話し合いを進めておるのかどうか。

○國務大臣(船田中君) 日本区域から米駐留軍がいつどれくらい撤退するかというこの通告は受けておりますけれどもそれ以上は、その駐留軍がどこにいくかということについては、通告を受けておりません。

○田畑金光君 あなた方は質問すると、すぐ、日米共同防衛の建前から前置きして、これだけの基地を提供するのはやむを得ないと、いつもわれわれ国民には言われておりますけれども、共同防衛の立場であるならば、なぜもう少しアメリカの軍隊の移駐等についても、しかもそれが現実に日本の領土である沖繩等において、あるいは形で現地住民が締めつけられる、土地を取り上げられる、自由が拘束され、あるいは民主主義は全く抹殺されておる、こういうような事態に対して、なぜあなた方は国民に対して怒りを感じて、独立国家なら独立国家の防衛庁長官のような態度でもって、話し合いにくいのは元気がないのですか。ただ向うから、ごむりごむりとも向うから報告があれば承わつておくと、その通り従つてやる、それだけでよろしいのかどうか。日米共同防衛といふものはそういう一方的なものであつていいのかどうか、あるいはもしそういうようなことが許されるとするならば、当然条約の改訂、その他日本政府として取るべき手があると思ふのだ、この点大臣はどうお考えになるか。

○國務大臣(船田中君) 日本の国土の防衛につきましては、日米共同責任で、従いまして日本の国土の防衛については十分アメリカ側と話し合つてい

くわけでありまして、わが方において主張すべきものは主張をし、また供与を受くべきものはできるだけ供与を受けて、そして日本の自衛体制を整備するといふところに努力をいたしておるわけでありまして、しかし今お話のようにな沖繩の問題になりますといふと、これは日本は潜在主権は持つておりますけれども、現実にはアメリカが信託統治をいたしておるのであります、これは日本の領土と全く同じに見るといふわけには参りません。従つて米駐留軍が、現在主権を行使しておることは日本の区域から撤退するということについては通告を受けていくことも、それが沖繩に入つていくということについて、わが方として一々これに干渉するといふわけには参らぬのであります、従つてそういうふうな問題については話し合いをいたしておりません。

○田畑金光君 防衛庁の予算の問題について若干お尋ねしますが、これはますますふえていくだけで、もうすでに本年一千億を突破いたしておるわけであつて、昭和二十九年から三十二年度に繰り越した額がたしか二百二十二億でありましたか、二百億を突破いたしておるわけでありまして、ところが大蔵省でこのほどまとめた三十二年の予算執行状況を見ますと、国の総予算の中で二月末の現在、歳入は補正後の予算であります、七五・六、歳出は八〇・三、支出の増減を示しておるわけでありまして、ところが一番その予算の面と、現在の支出の状況とがアンバランスになつておるのが防衛庁であるといわれておるわけであつて、二月末であります、防衛庁関係支出割合は前

年同期とはほぼ同じく四六%で依然として使い残りが多く、三十一年度への繰り越し額は前年度から三十二年度への繰り越し実績に似たようなものである、二百億台に上つておる、こういうわけであります。これはどういふわけであつていふことになるのか、まずその理由を承わりたいと思つております。

○國務大臣(船田中君) これは予算委員会等におきましてたびたび御説明申し上げたことでもございしますが、防衛庁関係の経費の中に器材費のやうなものが多いです。あるいは施設費、こういうやうなものは御承知の通り終戦後長い間防衛生産といふものが空白になつておりましたので、そこで艦船、あるいは兵器等を注文いたすにつぎまして、その注文について仕様書を作り、設計をするといふことには相当時間と技術を要するのであります。また施設関係の費用については、たとえば演習場を獲得するといふやうなことに相当長い間時間を要するといふやうなことがおもな原因となりまして、従来繰り越しが非常に多いといふことになつておるのであります。もちろんその間に機構の上において多少至らないところもあつたかと存じます。そこで一昨年自衛隊、防衛庁が新たに発足するにつぎまして調達実施本部というやうなものでもございまして、その点についてはだんだん機構の整うに従つて、ただいま申し上げたやうな隘路が開拓されつつある、こういうことでござい

ます。ただ三十年度の予算につきましては、御承知の通り三月分間遅れて国会において予算が成立したといふやうな関係からいたしまして、だいぶその消化が遅れておるということは事実でござ

ざいます。しかしただいまおあげになつたその数字は一月末か、あるいは二月初めのことでございまして、その後勉強した結果、年度末においてはその金額を遙かに下回つておるはずでございまして、それらの詳細なことについては私ここに記憶いたしておりませんので、経理局長から御説明申し上げることにいたします。

○政府委員(北島武雄君) 三十年度の予算執行状況でございますが、二月末におきまして防衛庁の予算の執行済みとなりまして、支出済みとなりまして金額は、割合で申しますと五九・二％、新聞には四〇％と出ておつたと思いますが、実際は五九・二％、その後状況はまだ三月末はつきりわかりません。なお三月末、さらに四月一ぱいの出納整理期間をおきまさんと、確實な推算がつかないわけでございます。ただいろいろ資料から一応推定いたしますと、昭和三十一年度へ繰り越されるであろうと思われる金額が、ただいまのところ約二百十三億圓といふふうに見込んでおります。過去の面におきまして繰り越し金額は、昭和二十七年が二百九十億、昭和二十八年が二百五十七億圓、昭和二十九年は二百三十五億圓でございまして、年々減少はいたしております。三十年度の繰り越し金額も前年度に比べましては減少することと信じております。

これは僅の涙みだいた予算で、であるからして健康保険の改正等であらう国民的な反対運動が巻き起つておるわけですね。大臣としては先ほど来のお話のように国政全般、国のその他の施策全般との関連において防衛庁の機構あるいは定員等も検討されておるのだといふようなお話でありましたが、予算等についても、支出が遅れるという理由もよくわかるが、もう少し削減して国家財政全般の立場において検討する余地があると思ふのだが、この点は大臣はどう考えられるか。ことに一番不当な支出が多いというのは、防衛庁であるというところはもう定評です。会計検査院の検査結果を見ましても、行政管理庁の検査の報告書を見ましても、一番多いのは防衛庁であります。国の防衛を要するところが一番国費をむだ使いし、不当支出が多い、はなはだこれは残念なことだと思ふのです。聞くところによりますと、今後機構の面等にもメスを入れる、あるいは自衛隊監査についても検討されておるといふ話であります。どういふ構想をもつて今後このむだ使い等をなくして、あるいは不当な、不正な支出をなくして、いこうとするのか、あるいはこういう事態に對しましては大臣は責任をもちつも感じていないのかどうか、大臣の答弁を承ります。

○國務大臣(船田中君) 防衛庁費の経理の上におきまして、会計検査院から批難事項が出ておりますことは、私承知いたしております。その批難事項のうちにはまことにごもつともな批難であつて、防衛庁の支出担当官が間違つておつたというよりなものもございす。しかし批難事項全部が當つておるわけではございせんので、これに對しましては防衛庁として釈明すべきものは十分釈明をいたしまして、そうして現に昭和二十九年の決算につきましては御審議を願つておるわけでございます。しかしただいまもお話がありましたように、防衛庁の経費だけが特にルーズに行われておるといふような事実は全くございせん。これは私は防衛庁及び自衛隊の名譽のために、はつきり申し上げておきます。批難事項のうちにも、当らない批難事項がかなりございす。それらの点はわれわれも十分説明を申し上げて、そうして会計検査院の批難とわれわれの説明することとのどちらが正しいかというところは、十分皆様方の御判断によりまして、防衛庁側が間違つておる、長官が責任を負うべきであるという御判断でありますれば、私は決して責任を回避するものではないのでございす。今後の問題につきましては、十分これは注意をし、部内に戒飭を加えて、間違ひのないようにしていくつもりであります。

○田畑金光君 私は後段の、具体的などういふ方法でむだづかいや不正等の支出をなくしていくか。だんだん防衛庁の予算というものはふえていくのです。おそらく防衛庁費だけで今一千億ですが、やがては一千四百億、一千五百億、こうなっていくでしょう。国の予算の、その他広範な意味の軍事関係費を入れますと、二割以上の予算になるわけですね。そういう膨大な予算を預かる防衛庁の長官として、国民の安心のできるような具体的な施策というものが準備されていくべきかと思ふのです。この点について具体的にどんなことを考えているのか、その点をお尋ねしているわけですね。

○國務大臣(船田中君) 防衛庁費を支出する最も大きな部分は器材費あるいは施設費というよりなところであります。それにつきましては、先ほど申し上げたように、機構の上において調達実施本部、建設本部というものを設けまして、その機構の拡充をいたし、そしてまた責任をそれぞれが分担をいたしまして、間違ひのないようにしていくという方法をとつております。なお、部内の事務の監査を嚴重にいたしまして、間違ひのないように努めて参り、また各幕僚及び自衛隊におきましても、警務隊というよりな監察機構を置きまして、そうして支出について間違ひのない支出ができるように十分部内においての監察制度を拡充して間違ひのないことを期していきたいと思います。現にこれらはやつておることでありまして、今後におきましてもその点を十分強化して参りたい、そうして間違ひのないようにして参りたいと考えております。

○菊川孝夫君 この防衛庁設置法の一部を改正する法律案と自衛隊法の一部を改正する法律案は、戦前の觀念からもつてみますと、陸上自衛隊すなわち陸軍につきましては一萬名の増員でありますから、約一個師団の増設に相当するものであると思ふのであります。が、それからこれに伴つて海上自衛隊、航空自衛隊を若干ふやすことになつて年々自衛隊の増強をやられるに當りまして、長官としてこれは国際情勢に即してやられるものであるか、そういう世界情勢とは全然切り離して、獨立したものであるから自衛力を持つのだ、漸増するんだ、こういう工合である程度目標まではやつていく、こゝういふ考えでやつておられるか、どちらであるか、一つ。

○國務大臣(船田中君) 国際情勢を十分勘案いたしまして、わが国の国力、国情に相應する自衛態勢を整備するという方針のもとに努力しておるわけでございます。

○菊川孝夫君 それでは今の国際情勢は、自衛隊をこのように一個師団増設を行なわなければならないような情勢にあると判断されるわけですが、どういふふうに国際情勢をとらえられておるかという点について、これは大事な問題だと思ふので、一つ長官から見解を明かにしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 国際情勢につきましては、外務大臣が外交報告をいたしておられます。その中に、国際情勢の分析をいたしまして、これについての政府の見解を述べております。私は大体においてその見解に従つておるわけでありまして、すなわち一般的情勢をいたしまして、今直ちに原水爆をもつてする第三次世界大戦が起るとは考えておりません。しかしながら、さればといつて部分戦争あるいは冷戦といふものが全く終息したと断言することもできないし、また最近の歴史上の事実、われわれのまのあたりに見えておる事実等を見ましたときに、この国際情勢に對する獨立日本といたしましては、どうしても国力、国情に相應するところの自衛態勢を整備して参らなければならぬ、かように考えまして、また政府もその方針のもとに最小限度の自衛態勢を整備するために年々

国会の言論を政府の思ひ通り持つていこうという意図も含まれていゝと思ふ。それは戦争中の国会だつたら、そのうゝこともあり得るかもしれない。今平時において、しかも外国の兵隊が日本国土に來たという場合は別は別といたしまして、国内で暴動と政府が判断する場合もあるかもしれないが、いや、これは暴動ではないといふに考へる場合も当然起きてくるだらう。そのうゝようなときに一体国会で相当議論も戦わされることになる、し、やかましい問題になると思ふが、そんなときに自衛隊が前線において果してどつちが正しいかといふことに迷うことが起ると思ふのですが、そのうゝ点は今教育方針として、一体国会がどういふ議論をしておろうとも、その結論が出るまではやるのだといふうゝ教育をしておられるのかどうか、その点伺つておきたいと思ふ。

○國務大臣(船田中君) 自衛隊員の教育につきましては、自衛隊法の規定に従ひまして、自衛隊員の任務を十分自覚せしめまして人格の陶冶あるいは身

体の健全、思想の堅実、そのうゝ点について十分訓練をいたしております。なお先ほど私が答弁申し上げた中に、何か私が国会における議論を抑圧するやうなふりにお取りになつたやうでございまして、それはそんなことを私は考へてゐるのではありません。防衛出動にしても治安出動にいたしまして、国会で議論が起るやうな疑わしい場合に出動をするといふやうなことはなからう、従つて結果的にみれば、国会においてほとんど全員一致で承認されるやうな場合でなければ、防衛出動なり治安出動といふものはやらないのだ、

こゝういふ意味において申し上げたのでありまして、国会における議論の自由なることは私も十分承知いたしてございまして、またそれを圧迫するなどといふ意味において申し上げたものではござい

ません。○菊川孝夫君 そのうゝことを防衛庁長官は言われますが、法律の七十六条ですか、こゝで承認を得られないときは直ちに撤退しなければならぬ、歸つてこなければならぬといふうゝに書いてある。あなたの言ふやうでは、政府はそんなことはないのだといふなら、こんな法律をきめておく必要はない。これは事実なんですから万が一あつたときには撤退しなければならぬ。一体そんなときにはどうして歸つてくるのかと私は思ふのです。これは法律としてあるのです。防衛庁法の一部改正に當つて、こゝういふことも考慮して改正されなければならぬと思ふから私は言ひます、国会が不承認になつたときのことでもちゃんとこの法律にあるのですから、撤退しなければならぬ場合も当然考へなければならぬ。そのときに一体どうして歸つてくるのか伺つておきたい。昔のように豊臣秀吉が高松攻めをやつたときのように近代戦においてはやり得ないと思ふのですが、こゝういふ法律の矛盾がある。一体そんなときはどういふうゝにして撤退手続をやるのか、降参して歸つてくるのか、一べんちよつと伺つておきたい。これは法律にあるのだから、防衛庁長官としてはやはりそのうゝことを考へておられると思ひます。

○國務大臣(船田中君) もちろん今菊川委員の言われるやうな万一の場合といふこともありますから、法律の規定

としてはこれはあることが当然であると思ひます。しかし実際に防衛出動をし、あるいは治安出動をするといふときには、おそろく国会でその御承認になることのないやうな明白な場合に行つて行われるものと思ひます。すなわち政略戦争とか何とかがいふことであれば、それは非常に国会において悪い議論がなされるといふこともありましようけれども、しかしほんとうの自衛の最小限度において自衛権の発動をするといふ場合におきましては、おそろく国会においてそんな反対論議が行われるといふことはなからうと思ひます。しかしいづれにいたしましても、事態に即応してやらなければならぬことではございまして、その方法等についてはそのときの状況によつてきまることではござい

○千葉信君 閣下質問ですが、少くとも防衛庁の長官ともあろうものが、自衛隊法を知らないで現に答弁しておることは不届きだ。いいですか、今菊川君の言つてゐる質問は防衛出動、それから第七十八条による治安出動、この場合と両方を合んで御質問申し上げておるのです。そのうゝやういふ出動をするやうな場合には、長官はよく国会の中で意見が二つに分れるとか、その出動はいかぬなどといふ、そのうゝ議論は起らないだらうといふ想定のもとにあなたは答弁されておる。いいですか、自衛隊法をこらんなさい。たとえば国会の開かれてゐるときでも、緊急なりと認めたときは国会の承認を得ないで出動をする、その場合にはあとから承認を求める。もし国会がこれを承認しなかつたときには第七十六条の二項、三項によりまして、不承認と

いう議決があつたときには撤退を命じなければならぬといふ規定があるのです。この法律はそういう事態が予測されるから、こゝういふ法律が必要だといふことになつておる。それをあなたはいふやうな事柄はよくや起りつこはなはさういふ事柄はよくや起りつこはな承認といふ事態を全然予想しない、あなたはこのことを考へておられる。これでは防衛庁長官として私は勤まらな

いと思ひます。それからこの問題に關連して、あなたは今まで国会においてさういふ不明確な答弁をやつておる。たとえば国会開会中の場合に緊急出動を要するといふ、国会に請らないで出動するといふことは、これは自衛隊法によつてできる。しかしそれでは困るじゃないか、國民の大多数は国会の承認もなしにどんどん出ていって、しかしこれは不承認になつたからといつて戻るやうなことがあつてはいかぬといふ不安を國民は持つておる。予算委員会において八木幸吉君がこの点をあなたにお尋ねした。そのときに、一体国会の議長とか、あるいは委員長とか、あるいは常任委員会等に連絡して、まずそのうゝ事前の連絡をして出動するといふことになるのか、そのうゝ手続をとるつもりはないか、そのうゝ質問したところ、あなたはやはり今のやうな答弁をやつておる。二月二十九日の予算委員会において「防衛出動を内閣総理大臣が命じ得ることにはなつておりますけれども、おそろくそのうゝ場合は起り得ないだらうと存じます」と答弁しておる。それからもう一回、この問題についてあなたは同じ質問を受けた三月十二日に、あなたはさういふ国会の承

認なしに出動する場合には、両院議長であるとか、委員長であるとか、あるいは常任委員会に連絡するかどうか、そのうゝ点については「十分これは研究いたしますが、政府としては遺憾ないやうにしたいと存じます」、このときの答弁と前の答弁ではニュアンスが變つておる。私はあなたが全然法律を知らないで答弁しておる、それはまあいとしまして、こゝういふ予算委員会の審議のあと、もう一カ月近くもたつておるのに、あなたは一体こゝういふ国会の承認を得ないで国会開会中に出動させる場合に、どういふ方法をおとりになるといふうゝに、その後態度をおきめになつたか。それともそのままでこの問題を放置しておるのか、そのいづれであるか、この際お尋ねしておきま

す。○國務大臣(船田中君) 防衛出動をする場合におきましては、御承知の通り七十六条に明記してありますから、その明記された条件に従つて防衛出動はなされるのであります、私が答弁しておりますことは、何ら法律を無視して答弁しておるわけでも何でもないでござい

○千葉信君 私の聞いておることをあなたは勘違いしておられます。私はこのことについての議論はあとに譲ります、そのうゝやうなことを、こゝういふ法律の中身をあなたは勘違いしておられるやうだが、私はそれからさらに発展して具體的の問題についてお尋ねしておる。その具體的の問題といふのは、前に予算委員会等で答弁してゐたやうに、国会の承認のない状態のまま緊急出動をしなければならぬ、その場合、

ない、自分としてはそんなことは起りつこないなんて、そんなあなたの主観を言っている。あなたの希望的観測を言っている。そんなことじゃこれは了承できませんよ。研究しなかったらしなかったと正直におっしゃい。研究したならば、その成果をあなたあとで答弁すると言っているのだから、あとで十二分に研究すると言っているのだから、それをおっしゃい。勘違いしないで。

○國務大臣(船田中君) 法律はそれほ
もちろん万一の場合も規定いたしてお
ります。ただその万一の場合について
どういう措置を講ずるかということ
については十分研究して参ります。

○千葉信君 そういうただいまのよう
な似たり寄つたりの御答弁をなすつて
からもう一カ月たった。最初は二月の
二十九日、その次は三月の十二日、今
は四月の十二日、一カ月たった。あな
たはこれに対して何らその後研究され
ないのですか。その時と全く同じ状態
なんですが、それじゃあなた国会を非
常に軽く見ているということになりま
すよ。国会でそういう答弁をしなが
ら今日までほったらかしておいた、それ
じゃいかぬでしょうが。どうなんで
す。

委員長、防衛庁長官答弁できなけれ
ば総理を呼んで下さい。

○國務大臣(船田中君) 私は答弁いた
しております。

○千葉信君 それじゃ早くしなさい。

○國務大臣(船田中君) この万一の場
合についてどういう連絡をとるかとい
うことについては研究をして参ります。

ない、自分としてはそんなことは起りつこないなんて、そんなあなたの主観を言っている。あなたの希望的観測を言っている。そんなことじゃこれは了承できませんよ。研究しなかったらしなかったと正直におっしゃい。研究したならば、その成果をあなたあとで答弁すると言っているのだから、あとで十二分に研究すると言っているのだから、それをおっしゃい。勘違いしないで。

○國務大臣(船田中君) 法律はそれほ
もちろん万一の場合も規定いたしてお
ります。ただその万一の場合について
どういう措置を講ずるかということ
については十分研究して参ります。

○千葉信君 そういうただいまのよう
な似たり寄つたりの御答弁をなすつて
からもう一カ月たった。最初は二月の
二十九日、その次は三月の十二日、今
は四月の十二日、一カ月たった。あな
たはこれに対して何らその後研究され
ないのですか。その時と全く同じ状態
なんですが、それじゃあなた国会を非
常に軽く見ているということになりま
すよ。国会でそういう答弁をしなが
ら今日までほったらかしておいた、それ
じゃいかぬでしょうが。どうなんで
す。

委員長、防衛庁長官答弁できなけれ
ば総理を呼んで下さい。

○國務大臣(船田中君) 私は答弁いた
しております。

○千葉信君 それじゃ早くしなさい。

○國務大臣(船田中君) この万一の場
合についてどういう連絡をとるかとい
うことについては研究をして参ります。

れば、これはまた別問題でございます。

○菊川孝夫君　そうすると、それですぐ治安関係に影響してくると思うのですが、たとえば静粛なるデモ行進というようになくらいでやられる場合には、もちろん治安の紊乱というふうには引っかけられるような心配はないのです。引っかけられるようなことはないのではありません。その点について伺っておきたい。

○国務大臣(船田中君)　政府としては、どこまでも言論の自由は尊重して参りたいと存じます。今菊川委員の仮説の御質問のような御心配はないのじゃないかと思ひます。

○菊川孝夫君　やらして差しつかえないということですね。そういうことが起つても、政府としてはそれを弾圧するとか、取り締まるという意図は、今のこの法律ではできないし、またやる意図もない、こういうふうには解釈してよろしうございませう。

○国務大臣(船田中君)　治安の問題になつてきまふという、これは問題が別だと思ひます。ただどういふ事態が治安を乱すものであるかということについては、全部仮定の議論としてここにその御説明を申し上げるというわけには参りません。しかし抽象的に申し上げれば、治安を乱す行為を政府が放置するといふわけには参りません。

○菊川孝夫君　よくわかりました。その通りであります。あなたの答弁が正しいと思ひます。それには、治安を乱す、そういうときにはある程度の基準とか——ここには教唆扇動の原則規定があるのです。教唆扇動があるのだが、そういうことについての教唆扇

動の罰則規定がないのであります。自衛隊法の一部改正に當つて、たとえば自衛隊が出動しようとしているというふうなときにも、反対者が、大いに激励して送るといふのと違つて、いや、そんなばかなところへいくなどという奴

は、これは教唆扇動にはならぬと思うのですが、この教唆扇動の一部はあるのですが、何条ですか、罰則規定の。こういうのをそのかしたる、扇動したりしてはいけないということはあるのですが……この自衛隊の出動に際しまして、昔ならばみんなそろつて、行つて来いという激励ののほりを

持つていくのですが、ばかな所へ行くなどというふうなのを持つて行くやつは別に処罰されないのです。この自衛隊法によつては、この点で改訂しよう。改正に當つては、どうせ改訂するならば、そういうまざらわしいものもやはりきめておかぬと、どんどんぶえていくのですから。重要な問題だと思ひるので御答弁願ひたいと思ひま

す。○政府委員(加藤陽三君)　罰則の規定につきましても、百八条でございしますが、百八条におきましては、第一号に掲げる行為を教唆、補助、それから第一号というものは五十九条の規定違反でございまして、五十九条は秘密を守る義務でございします。これは関係ございせん。第百九条は、第二項におきまして、「前項第二号若しくは第四号から第六号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほり助をした者又は同項第三号、第七号若しくは第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者」となつておきまして、第二号はこれ

第六十四条、団体の結成等の禁止の規定であります。その次項、第三号が、意業的行為同盟罷業または争議行為をし、または政府の活動能率を低下させる意業的行為を禁止している規定でございします。それから第四号は、「予備自衛官で、正当な理由がなく指定された日から三日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの」第五号が、「出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなく職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくやうに命ぜられた日から正当な理由がなく七日を過ぎてなお職務の場所につかないもの」の教唆、扇動を罰する。第六号が「治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの」に対する罰則の規定であります。それから第七号は「上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者」の教唆、扇動、第八号は「正当な権限がなく……」

○菊川孝夫君　わかっています、ここにありますから……。

○政府委員(加藤陽三君)　こういうこととでございします。

○菊川孝夫君　わかりました。それでここに關係して私のもう少し政治論としてお尋ねしたいが、あまり冒すところをわかれればそれをやる意図をもつて聞くように思われるので、決してそういう意味ではないので、自衛隊法を改正するに當つては、そういうものも考へておかなければならぬといふことを心配してお尋ねしているのです。誤解せぬように。そうすると、出動命令があつたが、そんなばかなことを、鳩山さんでも野にあるときはこれは自衛隊は憲法違反だと言つていた。総理大臣

になつてからこれは合意だと言ひ出しただから、ましてや鳩山さんがそういう考へでは、そんな憲法違反なものは行けと言つても行くことはならぬぞ、こういうふうなことを言つたら、憲法違反になるわけだ。

○政府委員(加藤陽三君)　今申し上げましたような規定に該当するかどうかという、その要件によつて適用があるかないかがきまるわけです。

○菊川孝夫君　結局私が言つたようなことをかりにやつたら適用になるわけですね。

○政府委員(加藤陽三君)　大体において本文の規定は隊員に対する、隊員の行為の違反に対する……

○菊川孝夫君　ほかのものはいいのです。○政府委員(加藤陽三君)　隊員に対する教唆扇動につきまして、先ほど申し上げましたような条件に該当すれば、このようになるということでありま

す。

○菊川孝夫君　そうすると、外部からのそういう動きかけについては何ら処罰規定はないというわけですね。

○政府委員(加藤陽三君)　それは外部から隊員に対してやつた場合のことを規定している、そういう意味でござい

ます。○菊川孝夫君　そうすると、非常にむづかしい問題になつてくると思ひまして、現在の総理でさえも野にあるときと、それから朝にあるときとによつてその考へ方が変わるやうなむづかしい問題であります。従ひましてこれは国民の中にもいろいろ意見を持つていて、思ひ、だから憲法問題にからんで、憲法でございだから、君、憲法違反なこと

をやるなよ、こういうてやることも起り得ると思ひます。この間鳩山さんがあつたやうな答弁をされてはいるのですから、そういうたやうなときに、それは教唆扇動だといふので、これは処罰を受けなければならぬことになるというところになると大へんだと思ひますが、これらも改正しておかなければならぬと思ひますが、防衛庁長官、これについての御意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君)　この罰則規定を今改正しなきゃならぬという必要はなからうと存じます。

○菊川孝夫君　それでは政府の方で今憲法調査会等を、今度法案を出しておられまして、考へておられるのは、私はこういう点もあるんじゃないかと思ひます。この罰則規定を全部撤んで見ますと、これは憲法違反は禁錮といふことになつておきます。懲役禁固といふことだと一々これは地方裁判所から高裁、最高裁まで行つて最終審がきまることになるのです。従ひましてこれらの規定に違反したつて、いやおれは憲法に違つてゐることを、鳩山さんもあることを言つたんだから、憲法違反の自衛隊におつたんだから、おれはちよつとああいう所へ出動して行かなきゃならぬといふことは、日本地域といふので、国内でできた場合はごまかしておられる、はつきりしておらないので、日本地域へ出動といふことになつたときに、おれはそんな所まで行くつもりで来たのじゃないからごめんこうむるというので銃を置いて帰つた人がたくさんおつたら、一々弁護士をつけて最高裁まで行つたら、選

挙違反でも三年も五年もかかるんですから、鳩山さんの憲法解釈から掘り下げて議論するということになったら、とても間に合わないと思う。こういう点を一つ何とか直さなきゃならぬという矛盾に今ぶつかったところに憲法改正の意図があるんじゃないか、こういうふうに私は思うのですが、防衛庁長官、一つその点について、そういう矛盾がないだろうかとどうか一ぺんお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君) この自衛隊法についておきます。前回の規定の改正問題と、憲法調査会の関係は別に直接の関係は何にもございません。

○菊川孝夫君 それでは確認いたしておきますが、現職の総理でさういふ、くどいようですが、ああいう答弁をされているくらいむずかしい、まあ憲法解釈までからむ自衛隊法、防衛庁設置法などございいますから、ましてやそれぞれ国民も裁判官も学者もめいめいいろいろな解釈を持っていることは、これは否定できないと思ひます。これはあつて当然だと思ひます。鳩山さんも言論の自由はあくまで尊重すると言っているのですから、そこで第九条の解釈とからんでこれはちよつとき過ぎであると思つた場合に、統を返して帰ってくる、出動に應じないというふうなことが起り得る。特にこれは六年以下とか八年以下の懲役に処せられるのだが、そのときに処せられるのはあくまでも最終判決を得るまでは処せられる心配はないのでありますから、何らほかに処罰をされないものでありますから、当然さういふ裁判を受けてからこれが適用されるものであるというふうに解釈していいと思ひるので、防衛

庁長官もさういふことを前提として隊員の訓練に當つておられると思ひのでありますが、いかがでございいますか。

○国務大臣(船田中君) 先ほど申し上げましたように、この罰則規定と憲法調査会というものは関係がないのでありまして、今お示しの点はどういふところを御質問になつてゐるか、その本意を解しかねますが、どういふ御趣旨ですか。

○菊川孝夫君 それではもう一ぺん質問します。これは防衛出動の命令を受けた場合に、具体的に申し上げるのですが、日本本土へなるほど急迫不正の侵害があつたというので、まあ東京都へ来たとか千葉県に来たとかいふ、日本本土へ上陸したので、それ行けということになつた場合には、それは自衛隊の諸君もその任務の性質上から考へて当然行くだろう。しかし、日本地域といふのでありますから、ちよつと離れた所へ出動命令がかりに下るかも知れない。下つた場合に、これはどうも憲法に違反するのであるからというので銃を捨てて帰つても、これは最高裁判所までいって判決を受けるまでは処罰をされないものであると、こゝういふふうに解釈してよろしうございいますか、こゝういふことです。

○国務大臣(船田中君) ただいま御質問のようない問題は、個々の具体的案件、刑事事件として取り扱われることになりまして、判決の最終決定は結局最高裁の判決に待たなければならぬということになると思ひます。

○菊川孝夫君 さういふことではほんとうに軍事行動といふものは、実際上は結局はできないといふことですか、さうすると自衛隊といふものは、軍としての行動なんといふことはできないものだ、従来の解釈からいくならば。だから、金は使ひけれども、飾りものにはなるけれども、究極してみますと、さあとなつたときには、おれは憲法解釈は間違つておつた、鳩山さんもあつておつたが、えらい所へ来てしまつたわい、危い所へ来た場合に、憲法解釈におつかふせて、銃を捨ててこめんこうむりましようといつて逃げようと思へば逃げられる。それは最高裁までいかなければならぬ。これはこゝういふことになりまして、今までの日本の軍隊がよく戦つたといふのは、敵前逃亡といふことでやられた、軍法會議に処せられた、それがおそろしさに逃げなかつた者が相当あるのです。これは否定できない。まして今度のうちに憲法解釈まで発展して、これは平時はいけけれども、どうもそのときになつたら、憲法の解釈は變つても差しつかえない、鳩山さんでさえ變るのだから、憲法解釈が變つちやつたといふので銃を捨てて逃げ帰ろうと思へば帰られる。それは懲役には処せられるが、最高裁までいける、弁護士をつけて、三万も五万も起つた場合といふこともあり得ると思ひますが、さういふ事態も一応想定しなければならぬと思ひます。当然さういふことも万一の場合あり得ることだろうと解釈してよろしうございいますね。

○国務大臣(船田中君) 現在の自衛隊は、先ほど教育の方針を申し上げましたように、隊員に十分自衛隊員としての任務を自覚せしめまして、さうして自衛隊員の愛国心によつて国土の防衛のために挺身するといふ教育をいたしておりますから、ただいまお話のよう

なことは起らぬと存じます。なお、自衛隊の教育につきましては、罰則でおとして自衛隊員を訓練しておるといふようなことをいたしおりません。

○菊川孝夫君 さうすると、もつぱら精神教育でおやりになつてゐるものであつて、青年の愛国心に訴へて訓練されておるものである、こゝういふふうに解釈してよろしうございいますか。

○国務大臣(船田中君) 大体さうでございいます。

○菊川孝夫君 その次に防衛庁の設置法の第四十二条によりますと、防衛出動をするときには「国防會議にはからなければならぬ」と書いてあるのであります。ところが、自衛隊法の七十六条によりますと、別にこれは国防會議に諮らなければならぬといふことは書いてない。だから、一体防衛出動するときは、まず自衛隊法によつて総理大臣が命令を下すのか、その前に一ぺん防衛庁設置法によつて、国防會議に諮つて、その上で自衛隊法によつて出動を命令するのか、どつちか、これを伺つておきたい。一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君) 御承知の通り、国防會議は防衛庁設置法の四十二条に掲げてあるようなこととございいますが、現在まだ国防會議ができておりませんので、もし万一の四十二条に掲げるような事項が起つた場合におきましては、国防會議といふものができておりませんから、国防會議に諮りようがないのであります。国防會議には諮りません。それで内閣の決定によつて総理大臣が命令を下すといふことになるわけとございいます。

○菊川孝夫君 さうすると、防衛庁設置法という法律があつてちゃんと諮らなければならぬとなつておりながら、まだ国防會議はない以上は、ないのだから諮るわけにいかんからというので、自衛隊法で内閣だけで相談して七十六条で出動できるのですか。(千葉信君「関連質問と述べ」)

○委員(小柳牧衛君) ちよつと待つて下さい。

○国務大臣(船田中君) それは必要はないと思ひます。つまり国防會議がまだ設けられておりませんから、その場合にも万が一防衛出動を命じなきゃならぬといふ場合においては、閣議の決定によりまして防衛出動ができることになるわけでありまして、国防會議がないから防衛出動は絶対にできないといふことにはならぬと存じます。

○千葉信君 船田さんにお尋ねします。国防會議は二十二国会でとうとう成立しませんでした。しかし国防會議にかわるものとして防衛閣僚懇談会といふものが閣議の決定によつて設置されたのじゃないですか。防衛閣僚懇談会が国防會議にかわる機関として、閣議の決定じゃありませんか。さうするといふ……

○国務大臣(船田中君) どういふ意味なんですか。閣僚懇談会をやつておるのが悪いという意味なんですか、どういふ意味なんですか。

○千葉信君 そうじゃない。

○國務大臣(船田中君) あなたの是非にいたけだかになってすくぼりつとやるから、わからないですよ。

○千葉信君 あなたの答弁がおかしいから聞いている。

○國務大臣(船田中君) だけれども、もう少しどうですか、紳士的におやり下さいませんか。私は決して……

○千葉信君 やるつもりだけれども、君の答弁があまりとんちんかんすぎ……

○國務大臣(船田中君) 聞く方だけはどうな言葉を使ってもいいということはないでしょう。

○千葉信君 あなたは、国防会議にかわるものとして、ないから閣議にかけろ。それが私はほかの人ならいいと思うのです、そういう答弁で。しかしあなたは防衛問題を担当しておる防衛庁の長官として、二十二国会で国防会議が審議未了になった。そこで政府は国防会議にかわるものとして防衛閣僚懇談会というものを設置したじゃありませんか。そうすれば今の答弁は閣議にかけるといふ答弁で、防衛閣僚懇談会を設置してそこで国防会議にかわる機関としていろいろな議を相談しておる、そういう従来の政府のやっていた事実からすると、私は今の答弁はちよつとおかしいと思う。

○國務大臣(船田中君) 私は質問されることがおかしいと思います。

○千葉信君 どうして。

○國務大臣(船田中君) 防衛閣僚懇談会懇談会というものは、法律に基いておるものでも何でもございせん。閣内において防衛関係の問題について協議をいたしまして、閣議に出す前に十分防衛

○國務大臣(船田中君) 御質問の趣旨が実は私にはよくわかりませんが、もちろん防衛関係の問題につきましましては防衛閣僚懇談会の懇談会におきまして十分審議をいたしまして、それから閣議にかけるといふのが普通やっておることでございせん。

○千葉信君 初めからそういう答弁がなされてしかるべきだと思ふのです。閣議の決定というものは、法律に基く事項ではないにしても、これはやはり行政権の発動としては閣議が実効をなすのですから、従つてその閣議できめて設けられた閣僚懇談会、その閣僚懇談

○國務大臣(船田中君) 国防会議が設けられまして、そうしてこの第二項の「内閣総理大臣は、左の事項について」国防会議にはからなければならぬ」として一から五まで掲げてありますが、そういうことを国防会議に諮らずに閣議にいきなりかける、こういうことになりまして、この法律違反といふことにはなると思ふ。

○堀眞琴君 今日田畑君の質問に対して防衛計画に関する御答弁があった。そのときに陸上は十八万、海上は幾ら、航空は幾らという一応防衛庁の案といふものはできている、しかし国防会議ができておらんので、それに諮ることがで

○國務大臣(船田中君) 国防会議が設けられて、しかもこの四十二条第二項に掲げる事項を国防会議に諮らなかつたならば、この法律に違反するといふことにはなると存じます。しかし現在国防会議がまだ設置されておられませんので、従つて今御質問のようなことを閣議において決定いたしましたも、それは法律違反といふことにはならんと存じます。

○堀眞琴君 もう一度その点。どうも納得できないのですが、もしあなたの納得できないのですが、もしあなたの納得できないような方法で防衛出動の可否を決定されるということならば、たとえば防衛庁設置法の経過規定の中にそういうことを設けられていなければ別です。ところが防衛庁設置法の経過規定にも、あるいは付則にも何にもそういう規定がない。そうならば第四十二条に基いてあくまでも防衛出動といふことは行われなければならないと思うのです。従つてあなたの御答弁は、国防会議ができていない場合に、これにかけなかつた場合は違法かもしれんが、現在

○國務大臣(船田中君) それは先ほど来申し上げておりますように、もともこの国防会議というものは内閣総理大臣の諮問機関でございます。しかし四十二条によつてこれを設けました場合において国防会議に諮らないといふことは、この法律の規定には違反するといふことになると存じますけれども、国防会議自体が今ないのでござい

○堀眞琴君 どうも納得できないのです。もしおっしゃるようなことだとすれば、防衛庁設置法の付則なりあるいはその他の法律でそういうことをきめればいいと思ひます。国防会議ができないというは閣議に諮つて防衛出動の可否をきめる、あなたは国防会議は諮問機関であるので決定機関ではないから、この会議ができない間は閣議できめても違法ではない、こゝろおっしゃるのですが、四十二条はこゝろ厳然として規律されている。もし何だつたら政府としては防衛庁設置法と同時に国防会議法を出すべきだと思ひます。それをいふのは私は防衛庁設置法の四十二条の違反だといふことはお認めになるのが当然だと思ふ。今便宜的方法としておやりになっている、しかしそれは法律上は決して認められることではない、こゝろ思ふのですが、もう一度く

○國務大臣(船田中君) それは先ほど来申し上げておりますように、もともこの国防会議というものは内閣総理大臣の諮問機関でございます。しかし四十二条によつてこれを設けました場合において国防会議に諮らないといふことは、この法律の規定には違反するといふことになると存じますけれども、国防会議自体が今ないのでござい

○堀眞琴君 どうも納得できないのです。もしおっしゃるようなことだとすれば、防衛庁設置法の付則なりあるいはその他の法律でそういうことをきめればいいと思ひます。国防会議ができないというは閣議に諮つて防衛出動の可否をきめる、あなたは国防会議は諮問機関であるので決定機関ではないから、この会議ができない間は閣議できめても違法ではない、こゝろおっしゃるのですが、四十二条はこゝろ厳然として規律されている。もし何だつたら政府としては防衛庁設置法と同時に国防会議法を出すべきだと思ひます。それをいふのは私は防衛庁設置法の四十二条の違反だといふことはお認めになるのが当然だと思ふ。今便宜的方法としておやりになっている、しかしそれは法律上は決して認められることではない、こゝろ思ふのですが、もう一度く

○國務大臣(船田中君) それは先ほど来申し上げておりますように、もともこの国防会議というものは内閣総理大臣の諮問機関でございます。しかし四十二条によつてこれを設けました場合において国防会議に諮らないといふことは、この法律の規定には違反するといふことになると存じますけれども、国防会議自体が今ないのでござい

○堀眞琴君 どうも納得できないのです。もしおっしゃるようなことだとすれば、防衛庁設置法の付則なりあるいはその他の法律でそういうことをきめればいいと思ひます。国防会議ができないというは閣議に諮つて防衛出動の可否をきめる、あなたは国防会議は諮問機関であるので決定機関ではないから、この会議ができない間は閣議できめても違法ではない、こゝろおっしゃるのですが、四十二条はこゝろ厳然として規律されている。もし何だつたら政府としては防衛庁設置法と同時に国防会議法を出すべきだと思ひます。それをいふのは私は防衛庁設置法の四十二条の違反だといふことはお認めになるのが当然だと思ふ。今便宜的方法としておやりになっている、しかしそれは法律上は決して認められることではない、こゝろ思ふのですが、もう一度く

○国務大臣(船田中君) それはどうも認めるわけにはいきません。これは防衛庁設置法の四十二条、四十三条をお読み下されば明瞭だと思いますが、四十三条には「国防会議の構成その他国防会議に關し必要な事項は、別に法律で定める」ということでありまして、この規定によりまして現に国防会議の構成等に關する法律案を提出して御審議を願っているわけでありまして、ですから国防会議が設けられて、そしてしかもこの国防会議があるにかかわらず、この第四十二条第二項の一号から五号に掲げましたことをこれにかけなかった、そして閣議決定をしたという場合には、それはこの法律に違反すると言ふことはできません。けれども、しかし国防会議という実体がまだないのですから、その国防会議にかけずに閣議がこれらの問題について決定をしたからといって、それは決して違法ではないといふことはできません。

○堀江孝夫君 もう一点。おっしゃるような趣旨でやりになるというのには私は便宜的な手段方法だと思ふのです。もっと合法的な方法でやりになるのだったら経過規定なり、付則なりになるのだから規定しておれば別なものです。おっしゃる通りでかつとも違反ではない。ところがそういうような経過規定も付則も何もないのです。本来ならば国防会議設置法をこの防衛庁設置法と同時に提出しなされるべきだったと思ふ。お出しにならなかった。ところが、四十二条によつて国防会議に諮らなければならぬところになっておりますが、あなたの解釈はあくまでも便宜的なものではないか。それはお認めにならないのですか。

○国務大臣(船田中君) この自衛隊法の七十六条以下の防衛出動あるいはその他の問題につきましては、これは内閣総理大臣が決定することになっておるのであります。それはこの国防会議というものが設けられたときにおいては国防会議に諮らなければならぬ、これこれの事項は諮らなければならぬと、こうありますから、従つて国防会議に諮らぬでやつた場合においては、法律違反といふことはいわれると思ひます。しかしその国防会議という実体がないので、もともと内閣総理大臣が決定すべき事項なものでありますから、そしてしかも閣議は何も国防会議にかれるものではないのであります。いわば軽重からいへば閣議の方が重いものなのです。従つてこれらの四十二条の二項に掲げてあります事項を国防会議のないときに閣議において決定をするといふことは、何ら違法ではないと信じます。

○菊川孝夫君 その点私もどうも腑に落ちぬので、もう一べんくどういふのですか。私がお尋ねしようと思つておるところですが、これはこの国防会議の第三章の規定といふものは自衛隊法では内閣総理大臣の権限が非常に強い。だから一人で判断して、先ほど申しましたように、また歸つて来いなどといふばかなことがあつてはいけなから、できる限りいろいろの人に相談してから、こういう重要な命令を下すといふので国防会議を設けられたといふのも、国防会議設置の第三章の意義が一つあると思ふのです。諮らなければならぬのです。これはもう絶対に諮らなければならぬといふ義務規定になつておる。その諮らなければならぬといふところの国防会議がまだに設けられていない事情は、これは防衛出動はできないといふことになる。諮るところがないのだから防衛出動の命令を下すわけにはいかぬ。だからすみやかにあつて国防会議を設けなければならぬといふので、前長官の杉原さんも政治生命をかけて通過に當られたのだが、審議未了に終つた。これではいかん、せつなく持つておる自衛隊も使ひものにならぬといふことから責任を持つて辞職されたのだとわれわれは解釈する、そういう見方も成り立つ。ましてやそういう情勢ですから、今もまだできてない。だからこの四十三条は四十二条が現存しておる限りは、国防会議が設けられるまで閣議に諮つて、四十二条に規定することは閣議に諮らなければならぬと、こうしておかぬと、内閣総理大臣の独断でやるということになる。今の内閣の鳩山さんのときは大丈夫だろうけれども、まだまだ国防会議ができていないのですから、そうしなければ総理大臣になるか知らぬ、だが出てくるかわからぬ、そういうときに諮らなければならぬといふ規定があるのですから、これは国防会議ができるまでは暫定的に付則の中へ経過規定を当然入れなければならぬ。今度の改正に當つても経過規定だけは入れておくのが正しいのだと思ふ。これはまだ出てきておらぬから僕はお尋ねしようとしてゐるわけです。どうですか、法律といふものはそういうふうな解釈をすべきものではないですか。

○国務大臣(船田中君) 今お話のような法律解釈の方がおかしいのじやないでしょうか。それはこの国防会議といふものはもとと諮問機関として設けたいといふことになつておるのです。しかし諮問機関でありますけれども、国防会議が設けられたときに、その国防会議にはこれこれの事項をかけるのだ、こういう規定でございますから、もしその諮問機関である国防会議に、たとえば国防の基本方針とか、その他云々といふことをかけなかつたといへば、手続上違反してゐるわけですから、この法律には違反してゐるといふことがいえましよう。しかしながら現状におきましては、国防会議といふものの実体がまだないので、従つて原則である七十六条、その他の規定によつて内閣総理大臣が閣議に諮つて閣議で決定をする。閣議は言ひまでもなく最高の行政機関の合議体として決定する、こういうことになるのであります。国防会議が設けられたときは、その国防会議に諮らなければ、それは手続上違反でございます。けれども、しかしその国防会議という実体がないときには諮らうがないから、従つてこれは原則の規定に歸つて閣議において決定するといふことは何ら違法ではない、かように私は解釈します。

○菊川孝夫君 それは僕は単なる諮問機関といふよりも、内閣総理大臣の権限が非常に重く、重大である。だからして独断でそういう出動命令を下されたりしては困るから、あくまでも慎重を期するといふ意味からといふことも、この国防会議を設ける理由に含くまれておる。単なる諮問機関とはどうも考えられない。この前の国防会議設置法案についての説明に當つてもそれだつたわけだ。あなたの言うより単なる相談機関、諮問機関ではない、

総理大臣が行き過ぎることを一つ牽制するといふ意味も含まれておるといふふうな解釈したのでありますが、そういうふうなものができてない以上は、危険な総理大臣が出て……。それなら反対に言つてみましよう。船田さん、こういうことも言えます。総理大臣が在職中に国防会議みたいなものを作ると、何だかんだといわれてゐるさいからといふので、そういうものを作らないで、それすれば閣議だけで勝手にやれる。国防会議がないのだから諮らうがないといふてやつていける。今はそうじゃないけれども、東条さんのような人が総理大臣になると、国防会議を作ると、そこに相談しなければならぬから、めんどろくさいといふて、そういうものを作らぬといふこともやれるわけだ。そして閣議だけで相談してやつていく、これは一年や二年はそのままやつていこうとすれば、やれることになるわけでありませう。この点はどうですか。

○国務大臣(船田中君) ただいま菊川委員のいわれたように国防に關する事項はきわめて重要なことでありますから、大所高所から慎重に審議するといふ趣旨において国防会議を設けるといふことは、その通りで、そういう趣旨において設けられるものであります。しかし国防会議はどこまでも内閣総理大臣の諮問機関でございます。ですから、その諮問機関である国防会議が現在設けられていないときに、国防の基本方針あるいは防衛出動といふようなものを一決定しなければならぬといふ場合におきましては、国防会議という実体がありませんから諮らうがありません。すなわちそこに手続違

反とか、何とかという事は起らないわけでありまして、これは原則によつて閣議において決定をして差しつかえない、かように解釈するのが私は法律の常識だと思ひます。

○菊川孝夫君 これは諮問機関だとあなたはいつておられるけれども、四十二条には「国防に関する重要事項を審議する機関として」と書いてあります。諮問機関じゃない、普通だったら諮問機関なら、諮問として何々委員会を置くを書いてある。これはそんなことは書いてない、重要な事項を審議する機関として書いてある。単なる諮問機関じゃないのです。

○國務大臣(船田中君) これは国防に関する重要事項を審議する機関といひましても、これは議決機関ではございません。国会の衆議院とか参議院といふような議決機関ではございません。どこまでも国防会議は内閣総理大臣の諮問機関であります。

○菊川孝夫君 それでよろしいですか。

○國務大臣(船田中君) そりです。

○菊川孝夫君 この重要な事項を審議する機関と書いてあるけれども、これは諮問機関という意味ですか。そういうふうには読みかえてよろしいわけですか。俗にいわれる諮問機関と。

○國務大臣(船田中君) 諮問機関でございます。国防会議は内閣総理大臣の諮問機関でございます。

○委員長(小柳牧衛君) ではちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め

休憩いたします。

午後四時十一分休憩

午後四時三十三分開会

○委員長(小柳牧衛君) これより再開いたします。休憩前に引き続いて御質問を願ひます。

○堀真琴君 今日の午前中の田畑君の質問に對しまして、防衛庁長官から戦力に對してこのやうな答弁があつた。たとえば、誘導弾のごときは攻撃的な武器ではない、従つてそれは戦力ではない、こゝういふ御答弁がありました。私はそこで、あなたに、戦力というのはどういふのか、それから攻撃的武器と防衛的武器といふのはどういふのか、といふことを御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) これは單純に、戦力もしくは攻撃的兵器、防衛的兵器といふものを分けて御説明申し上げるといふことは、これは私はほとんど不可能に近いと思ひます。先ほど問題になつておりましたGMの問題にいたしましても、これは非常に長距離に飛ぶもので、たとえば、このごろ米ソ間において問題になつておりますICBMといふやうなものでござりましたらば、これは明らかに攻撃的兵器といふことが言えると思ひます。しかし、エリコン社の持つております、今防衛庁で輸入したいと考へておりますやうなものは、地上から空に對して侵略飛行機を防衛する、侵略してくるものに對して、地対空に對して防衛する、こゝういふものが主でありますから、従つてこれは防衛兵器である、といふやうに私は考へます。

○堀真琴君 今の御説明ですと、たとえば、射程距離が非常に遠いとか、誘導弾のやうにですと、長距離飛ぶものであるとかいふものは、大体において攻撃的な兵器だ、こゝう見ていいというお答のやうに思ひますが、さうですか。

○國務大臣(船田中君) 大体今お話のやうに地上から何千マイルか何千キロか離れた他の大陸にまで飛ぶといふたやうなものでござりますれば、これは攻撃的兵器といふことが言えると思ひます。しかし、さうでない、諸外国に脅威を与えるものでないという程度の自衛隊、及びその自衛隊が持つておられます、わが国土の防衛に直接必要であるといふやうな兵器におきましては、攻撃的の戦力といふやうなものではないといふふうに私は考へております。

○堀真琴君 そやうなものと、その何千キロか飛ぶやうな兵器は、現在の世界の國々では、ソビエトやアメリカ以外にはほとんど持つていない。イギリスに若干あるかもしれないが、その他の國々では、おそらくさういふ兵器を持つてゐる國は一つもないと言つて差しつかえないと思ひます。そやうなと、その他の國々は、いずれも第九條に言ひ戦力を持たない國である、こゝういふ工合に考へられることになると思ひますが、さう考へていいのでしやうか。

○國務大臣(船田中君) これは、その戦力といふ言葉の解釈でござります。私が、私の今まで申し上げておりますことは、憲法九條の禁止しておる戦力ではないといふことを申し上げておるものであります。これはやはり相對的にきめるもので、このものは戦力である、このものは戦力でないといふことを抽象的にはつきり區別して御説明申し上げるという事はほとんど不可能に近いと思ひます。

○堀真琴君 確かに兵器の性格をきめる場合には、相對的な観点からきめなければいかぬと思ひます。場合によつては、ピストルでも攻撃的な武器となることがあり得るし、といつて、さうでない場合もあり得るわけですから、決して絕對的なものとしてこれをきめるわけにはいかないといふことはお説の通りだと思ひます。しかし、誘導弾であるとか、あるいはオネスト・ジョンの問題も出ましたが、原子弾頭を持たないオネスト・ジョンの性格については別に御発言もなかつたやうに記憶してゐる。攻撃的武器なのか、それともさうではなくて、防衛的な武器なのか、さういふ点を一つ一つの武器について全部あげるとは困難でありましよう。

私も何もそれを一々あなたから聞くとは思つておらない。しかし、オネスト・ジョンであるとか、あるいは誘導弾といったやうなものは、これはやはり憲法で言うところの戦力の範疇に入るんではないだらうかと常識的に考へられるわけですか。私は何も軍事の専門家じゃなし、従つて専門的知識も何も持つてゐるわけじゃないですけれども、しかし、一般的に見て、さういふものがとにかく最近の進んだ兵器の一種であることは間違いないと思ひます。従つて、またさういふ観点からすれば、一応戦力としてこれを見るのが正しいのではないかと思ひますが、さういふ一般の見解の上からいって、やはり憲法で言うところの戦力の範疇には入らない、戦力のカテゴリーにはないのだ、こゝういふ御見解であります。

○國務大臣(船田中君) オネスト・ジョンにつきましては、これはわが自衛隊が持つておるのではないのでございまして、御承知の通り、アメリカ軍が、アメリカ駐留軍が持つておるやうなものでござります。さうして、しかも米軍としましては、原子兵器を持ち込むとしましては、事前日本との承認がなければこれは絶対に持ち込まないといふアリソン・重光會議による協定がござります。従つて、現在において、米軍は、たとえ米軍のためのものでありましても、原子兵器は持ち込んできておらない。ただオネスト・ジョンそのものの性能が原子弾頭をつけ得るということにつきましても、防衛局長が御説明申し上げました通りでござります。

○堀真琴君 兵器について、攻撃的な兵器か、防衛的な兵器かといふことは相對的なものであるから、的確には答へられないといふ前の御答弁だったのです。で、私はここで、自衛といふのはどういふことなのか、それをここで、非常に幼稚な質問でありますけれども、一応聞いておいて、その問題に關連して一、二御質問を申し上げたいと思ひますから、自衛とか防衛とかいふのはどういふことをあなたは考へていられるのか、それを御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 日本の領土に對しまして攻撃を加へられたときに、この國土を防衛する、防衛、これがすなわちわれわれの言つております自衛でございまして、他國に脅威を与えることのない、そして國力及び國情に相應する自衛の体制を整備するといふことを方針としておるわけであります。

○堀眞琴君 他国の侵略があった場合に、これに対して防衛するのが自衛であり、防衛の概念もそういうものであるという御説明、ところで、攻撃と防衛との区別ですね、それをどのように考えていらっしゃるか、次に御質問したいと思ひます。攻撃と防衛というものをどういう工合に概念上区別していらっしゃるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 私がしばしば繰り返して自衛と申しておりますのは、現実には日本の区域に攻撃が加わったときに、これを防衛するという事でございまして、いわゆる先制攻撃とか、あるいは予防戦争とかいうことは全く考えておりません。

○堀眞琴君 最近の軍事学といふ事は、そういう方面での考え方では、攻撃と防衛というものを統一的に考えようというものが、私は少くとも十九世紀半ば過ぎ、ことに第一次大戦以後の、戦闘形式の上においてはそういう考え方が一般的にとられていゝと思ひます。これは、われわれ軍事専門家でない者でも、大体防衛といふ場合には、その中に攻撃の要素を含む、両者は統一して戦闘形式を作り上げるものだといふことになつてくると思ひます。で、私は、たまたまある軍事専門家の著書を一昨日ちよつと見たのですが、やはりそういう言葉が出てきた。防衛といふか、防衛といふか、しかし防衛の中には、攻撃を含まなければ防衛作戦といふものはやれるものじゃない。それから攻撃作戦についても同じように、防衛といふことを考えない攻撃作戦といふことはあり得ない。防衛と攻撃とは統一的にこれを見るべきものである、ということが、大体まあ、常識的に考えても納得し得るところだと思ひますが、そういう点に關しては、長官はどういう工合にお考えになつておられますか。

○國務大臣(船田中君) これは、ヨーロッパにおける事情とわが国の場合とは非常に違ふと思ひます。ヨーロッパにおいては、御承知の通りあつた地続きでございまして、防衛と攻撃といふものの区別においては非常にむづかしいと思ひます。しかしわが国のように、四面海をめぐらして居る地域におきましては、その点は割合にはつきりすると存じます。わが国といふことは、日本の区域に攻撃が加へられたといふときに限つて国土の防衛をするといふことでありまして、これはヨーロッパその他の大陸における場合とは違ひまして、はつきりしておると思ひます。

○堀眞琴君 おつしやる通り、ヨーロッパの場合には国境がすぐ近くにあります。まして、おつしやる通りだと思ひます。しかしその軍事上のそういういろいろな概念規定なり、あるいは戦闘形式に關する規定などについては、私は何も日本独自の意味が出てくるのだとは思ひません。これは軍事学の場合ばかりでなく、その他の場合についてすべて同様だと思ひます。少くとも科学としての、学問としての立場から言へば、私は何も、日本の場合には地理的な特殊性があるから、従つて特別に軍事的な、あるいは軍事的なカテゴリーが成立するのだという事には、私はならぬと思ひます。十九世紀の半ば過ぎ以後に確立された、少くともその軍事学の専門家の間では、そうい

う考え方でおつたし、また日本のたとへば陸軍にしても海軍にしても、軍事専門家の間では、そういう考え方が、一般的にとられてきたと思ひます。鳩山さんが、時に敵基地をたたくこともあり得るのだ、こゝ言つたことは、そういう軍事的な考え方からいけば、私は当然だと思ひます。防衛の中には、当然攻撃的な要素を含まなければ、完全な防衛はできない。従つて急迫不正の侵略が行われ、誘導弾をもつて日本を攻撃する、その場合には敵基地をたたくことといふことは当然考えられることだと思ひます。従つて鳩山さんのあの発言は、不用意な発言ではないと思ひます。少くとも軍事的に少しもインテレッセを持つ人なら、ああいう考え方は私にはなつていくのだらうと思ひます。あなたはあれを否定されておる。あくまでも防衛である、日本の区域に侵略があつた場合、あるいは間接侵略の場合、いずれも防衛の立場においてこれに対処する自衛隊の体制を作つて行く、こゝういふお話なんです、しかしそれは少しも軍事的なインテレッセを持つ人からみると非常におかしい議論じゃないか、私はそれで、この前もちよつとお尋ねしたのですが、時間がなかつたので進んでお尋ねができなかつたのですが、きょうはその点について防衛庁長官の忌憚のない御意見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) これは重ねて申し上げますが、日本の区域に攻撃が加へられたという場合においては、現行制度、ことに日米安全保障条約及び行政協定の規定から申しまして、直ちに日米両国政府の間において、いかなる共同措置をとるかといふことを協議

をすることになつております。おそれくその場合においては、国連提訴といふようなこともあつて存じます。そして日米共同で、いかなる措置をとるかといふことについて協議をいたしますときには、わが自衛隊といふことにおいて、最善の防衛努力をするといふことになると存じます。それがすなわちわが国土の防衛でありまして、先制攻撃でも加へておけばよからうといふような場合に、先制攻撃を加へるといふようなことを考へてゐるのではございせん。どこまでも日本の区域において攻撃が加へられたときに、国土の防衛をする、そうしてしかも、それが憲法及び自衛隊法、その他の国内法規に従つて、わが自衛隊は行動する、こゝういふことになるのであります。

で、鳩山総理大臣が、誘導弾等によつて攻撃を加へられたときに、敵基地をたたくことも自衛隊の範囲であると申し上げましたのは、これは理論的に、そういう点についての御質問がありまして、その場合においては、ただ漫然として自衛を待つのが憲法の精神だといふふうには解釈できない、従つて誘導弾等の攻撃があつて、これを防衛するのには、全く他に手段がないといふ場合においては、敵の基地をたたくことも、これは自衛隊の範囲内であると思ひます。こゝういふ理論的な解釈すべきである。こゝういふ理論的な質疑応答をいたしたのであります。現実問題として、敵基地をたたくといふようなことを、政府としては考へておるわけではございせん。

○堀眞琴君 私は何も先制攻撃の場合がどうといふことを、こゝで問題にしてゐるわけではないのであります。純粹の防衛戦を行つ場合でも、敵をとにかく排除する、日本の国土に上陸して來た敵の兵隊さんを排除するといふためには、ただ防ぎ守るというだけでなく、やはりその防衛の中に攻撃を一つの要素として持つてゐる。こゝういふ意味の一つの防衛戦だらうと思ひます。防衛と攻撃といふものを区別するといふことは、最近の軍事的な専門家はおそろしく一緒にするだらうと思ひます。どの軍事専門家でも両者は統一してこれを考へなければならぬといふ工合にみえてゐると思ひます。鳩山さんの場合です、あなたは万が一の場合、日本が自滅を待つのみだ、こゝういふ情勢のもとではやむを得ない、こゝういふ御説明なんでも、いよいよ戦端が開かるといふことになれば、敵の基地をたたくことだらうと思ひます。それからアメリカとの共同防衛戦を展開するわけですね。アメリカとしては日本の憲法にこゝういふ規定がある、日本の自衛隊法にこゝういふ規定がある、日本と同じように、日本と同じ立場に立つて防衛戦をやるのだといふことには、私はアメリカの場合にはならぬと思ひます。極東の安定のためにとか、あるいは侵略者の排除のためにといふ形で、たとえば朝鮮戦争のような形のものやアメリカとしては当然考へてくるものじゃないだらうか。そうすると、あなたが幾ら防衛の立場だけ、外国の基地をたたくのはよくまねた場合だけ、しかもそれは特別の場合といふことの御説明で、実際の戦闘といふことになれば、そんな工合には私はいか

ないと思う。ですから、鳩山さんの発言は決して間違っているとは思わないのです。日本が自衛隊を持つ、アメリカと共同防衛体制を作り上げる、そういう場合ですね、いざ戦争となれば、当然鳩山さんの発言の通りのことにならなければいけません。ならなかったら日本は戦争に負けてしまう。攻撃の場合でも、防衛の場合でも、やはり同じように、防衛と攻撃というものが統一をしてそこで考えられていかないと、必ず戦争には負ける。こういうことにならざるを得ないと思う。あなたは何か防衛ということに非常にこだわっておられると思うのです。日本は自衛体制を作り上げたが、先制攻撃をかけるのじゃない、向うから侵略してきた場合だけに発動する、こういうお話です。まあたしかに自衛隊法の規定をみれば、そういう規定になっておりますが、いざ戦争ということになれば、そういうことだけにこだわっておったんじゃないかという感じがする。さういふ工合に考えますかどうか。

○国務大臣(船田中君) アメリカ側は、よく、日本の憲法も、日本の自衛隊の性格も知っております。もし日本の区域に攻撃が加えられたときに、日本政府とアメリカ政府との間においていかなる共同措置をとるかということについて協議をする場合においても、もちろんアメリカ側は、日本の憲法なり、あるいは自衛隊の実体というものを承知の上で協議をするということになります。わが方といたしましては、どこまでも、憲法、国内法の規定に従って、自衛隊が敵の侵略を防ぐのに最善の努力をするということをごいまして、どこまでも防衛をするという

ことが自衛隊の任務であり、また政府としてはそれ以上のことを自衛隊においてやらすというような考えは毛頭持っておりませんのであります。

○堀真琴君 それではその防衛庁の教育を担当される方にお尋ねいたしますが、その攻撃と防衛という二つの概念をやはり別々に教えていられるのですか、それともそうではなくて、これは統一された軍事上の概念として教育をされておられるのですか、それを防衛庁の教育担当の方からお答え願いたいと思います。

○政府委員(都村新次郎君) 自衛隊におきましては、国土を防衛するというこのために、自衛隊の任務を自覚せしめるということを中心目標に教育をいたしております。

○堀真琴君 そうしますと、その自衛隊の任務を根本として教えていられる。もちろんそれに伴って、いろいろ戦争に関する学問上の知識も与えていると思えますが、そこでは攻撃と防衛というものは全く別個の概念として教えていられるのですか。

○政府委員(都村新次郎君) お答え申し上げます。ただいま私が申し上げましたように、どこまでも防衛するということを第一主眼におきまして、諸般の教育訓練をいたしております。

○堀真琴君 防衛を第一の主眼にするということですが、いよいよ戦況が始まった場合に、その攻撃と防衛ということをどういふ工合にお考えになつておるか。教育上あなた方が軍事学を教えていられると思うのです。その軍事学の教科書には、攻撃と防衛というものを完全に区別して、そうしてその上に立つての知識を教えていられるのですか、もう一度お伺いしたい。

○政府委員(都村新次郎君) お答えいたします。いわゆるその概念といたしましては防衛と攻撃というものの差別はございませぬ。しかしながら、訓練、教育の面におきましては、自衛隊はどこまでも国土を防衛するのであるという観点で諸般の教育訓練を実施しておりますわけでありませぬ。

○堀真琴君 それでは重ねてお尋ねしますが、その攻撃と防衛の概念が違ふのだというところですが、どのように違ふのですか、それを御説明願いたい。

○委員(小柳牧衛君) どうですか。

○政府委員(都村新次郎君) お答えいたします。私どもの解釈におきまして攻撃と申します場合には、個々の戦闘におきまして特定の軍事目標を攻撃する、あるいはそれを奪取するというようなことを攻撃というふうに解釈いたしております。また特定の場所を守り抜く、これが防衛でございます。そして全般といたしましては、どこまでも国土の防衛ということを中心に教育訓練が行われておるわけであります。

○堀真琴君 今の御説明ですと、全く攻撃と防衛というものを概念上区別して講義していただけるのだらうと思つております。私は、最近の軍事学の上において、それは非常に遅れた間違つた考え方だと思つておる、いかがですか。私はききよう参考書を持ってきたていなければ、参考書を持ってきたていなければ、それを開いてお目にかけられるのですが、残念ながら持つてきていないので、あなた方は概念上区別されるというのだが、最近の軍事学ではそれを統一して理解するといふふうに、最近どころか一世紀前からさういふ方向に向いておると思つておりますが、非常に遅れた軍事学の知識

ではないかと思つておる、いかがですか。

○政府委員(都村新次郎君) お答えいたします。私もたまたま参考書を持っておりますので……。(笑)ただ私が先ほど申し上げましたように、攻撃とそれから防衛と、これは概念的に申し上げれば、さういふふうに説明ができませんというのを申し上げておるのではありません。そして自衛隊といたしましては、どこまでも防衛、国土の防衛というものが主眼であるという全般的な目標のもとに教育訓練が行われておるということが実情でございます。

○堀真琴君 それでは全然攻撃と防衛というものは統一的には講義してない、こういうわけですね。

○政府委員(都村新次郎君) 概念的にたゞいま御質問のありました点につきまして、攻撃と防衛とをどういふふうに見ておるかという御質問につきましては、私、御答弁申し上げましたように見ておるわけでございます。

○堀真琴君 先ほど二回繰り返されただけから間違いないと思つておりますが、全般的には防衛だが、その防衛の中に攻撃も防衛も含まれておると、ただし、全般的には防衛だと、さういふふうな考えになつておるようですね、だから、個々にいふと攻撃の面も含まれておる、さう理解していいわけですか。

○政府委員(都村新次郎君) 大体さうでございます。

○堀真琴君 私は今の御答弁は、私のようなしらふとからみても非常に学問上の最近の傾向に反するのではないかと。おそらく実際はさうではなくて、私が言つたように、防衛、攻撃、それ

ぞれ統一したものとして教えていられるのだらうと思つた。ただ、防衛、自衛といふことの概念にこだわつて、あくまでも防衛だ、防衛だといふことで御答弁になつておると思つた。ところで、先ほど私が申し上げましたように、さういふ考え方がいけば、当然鳩山さんの見解は、私は軍事上は正しいのだと思つた。長官は、非常に特別の場合であり、決してそれをさういふふうな場合を想定してゐるのじゃない、むしろ、あくまでも防衛の立場に立つて、敵から攻撃を受けた場合にこれから守るのだといふことだけを主張されるわけですが、今の教育局長の答弁、きわめて不十分なんです、しかし、私と教育局長との質疑応答の中で一応感得されたと思つたのですが、やはり、戦争が起れば、当然防衛もするが、しかし、攻撃もやるということになるのは、これは避けられないのではないかとさういふ工合に思つたのですが、長官としてはさういふ感じになりませぬか。率直に、あまり防衛とか自衛とかいふことにこだわらずに、近代戦争を遂行するための必要な防衛、攻撃といふことについて御見解をお漏らし願いたいと思つた。

○国務大臣(船田中君) 先ほど来、答弁申し上げておりますように、日本の区域に攻撃が加えられたときに、これを防衛するといふのが自衛隊の任務であり、その方針に従つて教育訓練をいたしておるわけでありませぬ。諸外国に脅威を与えるような攻撃をするといふような訓練は絶対にいたしておりませぬ。

○吉田法晴君 時間が十分与えられておりませぬので、初め六カ年計画につ

いて防衛調達弘報というのがござい
ますが、その中で、総数については別
にお示しをいたした陸上十八万、あ
るいは海上十二万四千トン、航空千三
百機というような数字が出ております
が、その内数について書かれておりま
すものがございしますが、それは防衛庁
試案の中のものであるかどうか伺いた
い。

○国務大臣(船田中君) 昭和三十五年
度の最終年度において達成すべき目標
は、今お示しの通りでございます。し
かし、三十二年以降の年次計画及び
最終目標の艦艇、あるいは機種等につ
きましては、まだ具体的に何もきまっ
ておりません。

○吉田法晴君 その中身については、
例えば航空について、ジェット機が大
半で七百幾らという数字も出ました。
それから艦艇の場合、外航船でいうな
らば、D DあるいはD Eといったあれ
が出ましたけれども、たとえばD D二
隻、千六百三十トンとか二千トン、あ
るいはD E千五百トンが二隻、ある
いは千六百トンが二隻というような数字
についても、これは根拠がない数字で
すか、それとも防衛庁試案の中の数字
であるか、その点をお尋ねします。

○国務大臣(船田中君) 防衛庁の試案
といたしまして、今おあげになりました
ような数字は持っております。

○吉田法晴君 国防会議は諸閣機関
で、国防会議じゃなくても、閣議でき
めてやっていけるのだ、こういふ、先
ほど防衛庁設置法、それから防衛庁設
置法の説明がございましたが、そうす
ると、六十年計画あるいはその防衛庁
試案というものは、閣議の了解を得て
出し得るものではありませんか。

○国務大臣(船田中君) 今の御質問
は、どういふ御質問ですか。

○吉田法晴君 国防会議を経なければ
国防計画も出せない、こういうお話で
すね、今までは、しかし、先ほど来の
菊川君等の質問に答えては、国防会議
は諸閣機関で、閣議できめればよろし
いのだと、こういうお話です。そうす
ると、国防会議ができなくとも、ある
いは国防会議にかけなくとも、計画と
いうものは、あるいは国会等にも諮問
し得るのではないか、出された六十年
計画も、おそらくそういう手続を踏ん
でお出しになったのじゃないかと思
うが、その建前は、従来の言明と違
うじゃないか、こういうことをお尋ね
している。

○国務大臣(船田中君) 国防会議の構
成等に關する法律案を、せっかく御審
議願っておりますのであります。そう
して、この、国防という大きなものが
国の政策に關する重大な問題でござ
いますから、大所高所から考え、また
慎重審議をして、しかして万全を期し
ていくという観点からいたしまして、せ
つかく今御審議願っておりますのであ
りますから、その国防会議が設置され
たときに、諸般の資料を整えて、国防
会議に諮問をいたしまして、そうして
長期防衛計画を確立するようにいたし
たい、かように考えておるのであり
まして、その考え方においては、現在
何も今まで申し上げたことと違つてお
りません。

○菊川孝夫君 ちよつと関連……。今
の長期防衛計画の中には、私お尋ねし
たいのは、国土防衛というものは、単
に自衛官の諸君だけではこれは防衛で
きるものじゃないと思うのです。いろ
ろ国民の協力も求めなければならん。
たとえば近代戦におきましては、航空
戦が花形だから、退避訓練とか、ある
いは防空壕、さらには煙火管制とい
つたようなこと、それから情報、こ
ういったような協力を求めなきゃなら
んと思うのですが、こういうことにつ
きまして、防衛庁としては、せめて企
画ぐらいはしておられるのか、ただ単
に自衛官だけで国土を守ろう、こ
ういふ計画を立てておられるのか、この
点を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(船田中君) 郷土防衛隊と
か、あるいは民防とかいうことの大切
なことは今御指摘の通りでございます。
従つてそういう問題については、
検討は加えつつありますけれども、そ
れらの問題をも含めて、国防会議が設
置されましたときには、それにいろ
ろな資料を提供いたしまして、そして
十分審議して、その上で政府の方針を
確立することにしたといたしまして、か
ように考えておるわけであります。

○菊川孝夫君 そうしますと、特に今
原子爆弾というものはやはり一応世紀
の課題だと思ひますので、そういう攻
撃、急迫不正の侵略に対しまして対処
するためには、国民をそういう原子攻
撃から守らなければならぬというよう
なことは、当然やはり考えなければな
らぬと思うのですが、あなたの方の言
われます防衛計画の中には、先ほど私
が申し上げましたような郷土防衛隊と
いうようなことよりも、むしろ積極的
にそういう郷土防衛隊をこしらえるよ
りも、問題は煙火管制であるとか退避
というようにことに相当考えなければ
ならぬ問題だと思ひますが、こ
ういふようなものも計画の中にお入れ
なつておられるかどうか。

○国務大臣(船田中君) 現在のところ
防衛庁といたしましては、そこまでは
まだ考えておりませんが、今後十分
検討して参らなければならぬと存じま
す。

○吉田法晴君 先ほどお尋ねしたの
は、防衛計画は国防会議に諮らなけ
ればならぬ、というお話でして、
から、菊川君の質問に答えて、国防
会議の諮問機関で、閣議できめればそ
れでよいのだというお話でしたから、
それでは、国防会議なしでも閣議了解
で示せるのではないか、こういうこと
をお尋ねしたのですが、違いますか。

○国務大臣(船田中君) 先ほどは法律
の解釈についての御質問がありました
から、法律上の解釈をいたしまして
は、国防会議法が通過してございま
せん、今日、すなわち国防会議が設置
されない現在におきまして、もし一防
衛行動という必要があると起りました
ときに、国防会議がないから防衛行動
できないというのではないのであり
まして、閣議によつて決定すること
できる。それは何ら法律違反ではない
、こ
ういふことを申し上げたのであり
ます。しかし国防という重大な問題
でございしますから、この国防の基
本方針あるいは防衛生産の問題、それ
らのことを大所高所から慎重に検討
を加え、そしてわが国の国情に沿
う、国力に相應する防衛体制を整備
するといふ上におきましては、せつか
くただいま御審議願つております
国防会議がございしますから、この
国防会議を経て長期防衛計画を立て
、こ
ういふことを申し上げておるのであ
ります。

○吉田法晴君 その国防会議にかけた
防衛計画というものは、これは正規
の案でしようが、防衛六十年計画とい
うものが、防衛庁にあるならば、そ
れをお出し願ひたい、こ
ういふことを申し上げたところ
が、今まで出したものが、それがそ
うなんだ、ダレス氏に出したものを
お出しなさいと言つたところが、そ
れは外交機密で出せない、こ
ういふお話である。それでは、中
期情勢見限りというものが防衛
庁にあるから、それをお出し願ひ
たい。

○政府委員(林一夫君) 中期防衛見
限りというものは、別にまとま
つたものはないわけでありまして、平
素から情勢検討をやつておるのであ
ります。お見せするようになつたもの
はございせん。

○国務大臣(船田中君) ちよつと先
ほどの吉田委員の質問のうちに、ダ
レス米國務長官が見えたときに何
れの方から提出したものがあ
るやうなお話でございしましたが、さ
ういふものは全然提出いたして
おりませんから、その点は誤解
のないように願ひます。

○吉田法晴君 今度じゃない、この
間お尋ねをしたダレス重光共同
声明の中にある日本政府からア
メリカに対して提示されたとい
う防衛計画をお出しなさいと、
こ
ういふことを申し上げておるの
ではないか、それをお出しなさいと、
今お出しするやうな中期情勢見
限りはない云々といふことであ
りますが、それでなく、現実
にあるものをお出しなさい、こ
ういふことを申し上げておるの
ではないか。

○政府委員(林一夫君) 絶えず各種の情報を集めておるのであります。そういふものの集積したようなものは、まとまったものはないと申します。まだお見せするうちにまとまったものはございませぬ。

○吉田法晴君 中期情勢見積りの中から全部をお出しなさいと申しませんけれども、徳義上あるいは除かれるものがあつても差し支へないと思つて、これは情報の何と申しますか集積だと思つておられますが、委員長から一つ出させていただきます。

○政府委員(林一夫君) そりうりまとまとめたものはないと申しますから提出することはできません。

○龜田得治君 そんなに完全にまとめたものでなくて結構ですよ。ある程度まとまつておれば参考に、ともかくも正式なものには防衛庁長官がなといふ、だから若干でもいいからまとめたものがあれば、私も見れば非常に参考になる。それで結構ですから出してもらいたい。

○政府委員(林一夫君) 先ほど申しましたように、各種の情勢、これは交換資料によつていろいろ資料を集めておる、そりうりものは集めつつあるのです。中期情勢見積りというよりなまとめたものはございません。

○吉田法晴君 まつておるものだけでいいですから、言われるような完全なものでなくてもいいから、まとめたものをお出し願ひたい、問題は出出し願ひたいのです、委員長から一つ提出を求めて下さい。

○委員長(小柳牧衛君) 承知しました。

○政府委員(門叶宗雄君) 情報資料の關係ですから便宜お答え申し上げたいと思ひますが、ただいま吉田委員のおつしやつております中期情勢見積りでございませぬ、どういふものでございませうか。私の方でいたしましては、どういふことをおつしやつておるか、ちよつと心当りがないのでございませぬ。

○吉田法晴君 心当りがあるかないか、防衛局長は、まとめたものじゃないけれども、資料を集めておられますといふことであります。それは幕僚會議にそりうりものがあつたけれども、これは極秘になつておるのですが、新聞にも出ておるものはあるのです。それを全部お出し願ひたいといふのじやないから、今御答弁の中にありましたようなまとめたものでなくても資料としてございませぬといふお話ですから、それをお出し願ひたいといふのです。徳義上その中から除かれるものがあつても差し支へないから、委員長から先ほど提示要求がございましたから、一つお出し願ひたい。

○政府委員(林一夫君) 先ほど申しましたように、中期情勢見積りというよりなものはないので、各種資料をいろいろな資料によつて集めておる、そりうりものはある。そりうり交換資料、いろいろの情勢によつて集めておる材料なら、これは断片的なものはないと申します。

○吉田法晴君 委員長からも出すようにといふお話がございましたから、私は出るのを期待をいたします。中期情勢見積りというものはある。この間質疑をいたしましたように、長期情勢見積りをすでに作り始めておられるわけでありませぬが、中期情勢見積りが現実にあるのですから、それを全部でなくともいいから出して下さることを、これは委員長からも要請がございませぬから、出して下さることを期待して、次に移ります。

六カ年計画の中で、現状は二方面、六管区、二混成団でございませぬが、三十二年度にも一混成団おふやしになるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○國務大臣(船田中君) 三十二年度の計画については、まだ何も持つておりません。

○吉田法晴君 開議にかけてきまつたものはございませぬと申す。三十一年度にふやす分について……それで三十一年度の一万といふのはどういふ工合におふやしになるんですか。それから、そのあと十八万になりますものは、一万ずつおふやしになるようでありませぬが、それはまだきまつておらぬと御答弁になりませぬといふけれども、どういふ工合にどういふものとしておふやしになりますのか、それを一つ承わりたい。

○政府委員(林一夫君) 三十一年度の陸上自衛隊一万の増員は、これは何べんも申し上げましたように、これで混成団を一つ、これは本部は青森、それに特科大隊三、東北地区に地区補給所、各府県に地方連絡部を二十六置く、こりうり予定になつております。三十二年以降のことにつきましては検討中でありまして、まだきまつておりません。

○吉田法晴君 十八万といふのは出てゐるわけですね。そうすると、こりうり十六万になりますと、あと差として二

万が残るのですが、それはどういふふうにおふやしになるのか、管区をおふやしになるのか、あるいは混成団をおふやしになるのか、あるいは管区、混成団はふやさないで、今までに、三十一年度までにふえるものについて、何と申しますか、まんべんなくといつては、何ですが、おふやしになるのか。あるいは後方あるいは機械化というよりな面でおふやしになるのか、そりうり方針を承わりたいのであります。

○政府委員(林一夫君) 年次計画についてはただいま検討しているものでありまして、どういふ部隊をどういふふうに作るかといふことについてはまだ確定いたしておりません。

○吉田法晴君 新聞紙あるいは防衛庁の中から中期情勢見積りその他を通じて伝わつて参りますものは、二方面、六管区、三混成団の今後の増強方針でありますか、あるいは後方の増強方針であるいは機械化といふことが言われてゐるのであります。そりうり言われてゐると、新聞紙に報ぜられておられますと、第二次防衛計画で、陸海その他で考へられますような後方の増強あるいは機械化等は、最近の演習で……これは外国ですが、外国の演習で行われておりますような原裝隊下においては、兵団の単位を小さくして、そりうり機械化あるいは後方を強化する必要があるといふられる教訓と通ずるものがあるように思ふのであります。それらの点については、これはどういふ方針でありますのか、防衛庁長官からはきつり一つ方針を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) 昭和三十一年度ないし昭和三十五年度に至ります年次計画及び最終年度に達成する目標

の詳細な内容につきましては、今後検討して参るものでございまして、現在きまつてゐるものはないと申します。

○吉田法晴君 きまつておるものはございませぬが、あなたの方からお尋ねするうちに、あなたの部下と申しますか、あるいは自衛隊の中には、そりうり意図がこれは出てくる。それから現に、私もあるいはあなたではないとおつしやるけれども、そこで今度の方針について、政府としてはこりうり方針なんだ、あるいは十八万以上はふやさぬ、あるいは二方面隊、六管区、三混成団のほかにいふやさぬのだと、これならいいのです。しかし今後のとにかく十八万に達する方向はど

ういふ方向であるかといふことは、これは大へんな問題です。それについて意見がないといふことは言えないでしやう。防衛庁としてはきつりとした一つ御方針をお示しを願ひたい。

○國務大臣(船田中君) 先ほど来申し上げておりましたように、三十二年以降の増強計画については、検討をこれから始めるところでありまして、まだきまつたものはございませぬ。

○龜田得治君 これは私は防衛庁長官はわざわざ隠されると思ふんですが、(吉田法晴君) 逃げてゐる」と述べ、こりうりことは常識で考えられな

うことはストップすべきですよ。私も自衛隊に賛成、反対は別にして、

どうでも国費を使っておやりになるのであれば、来年計画が變つてこれがむだになるのかもしれないというよりな、そういう心配を与えるような、そんなことはおかしいですよ。だから、おかしいというのは、實際は持つておられるものをさくばらんに発表されないから、おかしい感じを与えるのです。私どもに伝わってくるのは、全く部分的なもののしか伝わらないのです。それで総合的に、實際は何か持つておられる、それをもっと明確に示してもらいたい、こういうことなので、ほんとうにないのだということであればこれは私、大へんなことであると思う。ほんととりにないんですか。もつとはつきりそこを明確にしてほしい。

○国務大臣(船田中君) 三十二年度から三十五年度に至る年次計画及び最終目標としてお示しした機種、艦種等について、どういう整備をするかということについての具体的案は、まだ持っておりませんから、お示しができないということを申し上げておるのであります。

○吉田法晴君　では伺いますが、無方針ということですか。十六万名と十八万名の差の二万というものについて、具体的に方向を、この自衛隊から自衛隊の幕僚あたりで考えている規模と申しますか、あるいは依わる方針に対して、あなたは無方針だということですか。それならそれでもよろしい。

○國務大臣(船田中君)　防衛庁の試案として持っておりますものは、防衛庁の増勢計画の目標として持っておるものであります、無方針ではございません。

ん。方針は持つてゐるわけでござい
す。

○吉田法晴君 いや、その二万名をどういう工合にするかということ、もう二万名はやめて、十六万なら十六万でもう終るのだ、こういう話なら私はもう質問しませんよ。しかし、なお、あ

と二万名ぶやすという方針があるんです。それをどういう工合に大きくふやしていくのかとどうか、これは一つの方針でしょう。六カ年計画なら六カ年計画があるのなら、その方向が問題だから、私はお尋ねする。

○**國務大臣（船田中君）** 方向と方針は、先ほど申し上げましたように昭和三十五年度的において達成する。

○吉田法晴君　それは数字だけです。

○國務大臣（船田中君）　陸上自衛官十八万名、海上艦艇十二万四千トン、対潜飛行機百八十機、練習機を加えて航空自衛隊約千三百機、こういう目標を保持しております。その目標を達成するということを防衛庁としては今増勢の方針として持っておるだけであります。ただしその年次計画又びその詳細な機種、艦艇の決定は、まだいたしておりませんということを申し上げております。

○吉田法晴君　では私が聞いた方針については無方針だということの説明ですが、具体的に伺いましょう。富士学校で化学教育隊というものを設けて教育訓練をしておられるということですが、その富士学校のGBR研究と申しますかその訓練というのはどういふことをおやりになっておるか、一つ承わりたい。

○政府委員(都村新次郎君) お答えいたします。化学教育隊は富士駐屯地にございますが、汚染地物の識別、除去、応急手当、化学装備品の整備、これらいわゆる対化学保護に関する知識を修得させることを目標としておる部隊でございます。

○吉田法晴君　その汚染というのは何
です。あるいは化学兵器というのは何
ですか。

○政府委員(都村新次郎君) なお具体的に申し上げますと、化学教育隊におきましては、発煙器だとか、放射器、それから除毒器、こういったものの指揮運用技術、それから気象その他の運用上の必要な事柄、それから化学器材、資材などの整備、補給に関する技術、こういったものを教えております。

○吉田法晴君 汚染というお話ですが、その汚染というのは黄塵で汚染したのではないでしゅうし、何で汚染された、これは細菌で汚染された、あるいは核分裂兵器で汚染された云々ということだろうと思うのですが、もう少し具体的に率直に御説明を願いたい。

○政府委員(都村新次郎君) このたとえは化学教育隊の中にはいろいろな薬

程がございしますが、その課程の一つにおきましては、毒ガスのガスの種類及び性能、効力、ガスの負傷者の応急手当、ガスの検知法、除毒、こういったような事柄、それからまた生物学の一般を教へまして、病気の予防消毒など、また放射線の特徴なども教へております。これによりまして、また放射線の応急除毒、こういったような内容でございます。

○吉田法晴君　生物というのは何でしようか。バクテリアや、それから放

射線云々というのはあるいはそれに對する応急除害というお話ですが、それは核分裂による放射線云々というのは違いますか。違いますか。

○政府委員(都村新次郎君)　そういつたものも入っております。

○吉田法晴君 CBRというのですか

ら、ケミカル及びバクテリア、ラジオという、これは名前を見ただけでもはつきりしておりますが、しかもそれを科学学校として今年は前橋に移して拡充をやるということです。そうすると、先ほどお尋ねをいたしましたけれども、今、富士学校で、あるいは今後、拡充して前橋で自衛隊の訓練の中に、教育訓練の中に、そうした原子戦争あるいは毒ガス、あるいは細菌戦、そういうものに備えた研究をし、訓練をしておられるということは、これは間違いない事実でしょう。

○政府委員(都村新次郎君) 先ほど申し上げましたように、化学教育隊におきましては、防衛上の見地からいたしまして、こういった汚染地物などの識別除去、応急手当、こういったような防衛上の見地からする必要な知識、技能を修得させるわけにあります。

○吉田法晴君 たとえばバクテリア問題について、逆に新華社電報で、日本が満州でやった細菌戦をもう一度やろうとして富士学校において研究怠りなのだ、こういうニュースが伝わっているのではありませんか、細菌は培養しておられるのですか。それとも培養しておられないで、培養した細菌が降つて来ることを防ぐ方法だけを御研究になつておるのですか。細菌が培養されておるか、されていなか、その点だけはずつきり承りたい。

○政府委員(都村新次郎君) そのよ
なことはございません。御指摘のよ
に、そういう場合があった場合ど
するか、何といいますが、防衛の必
要な知識技能を修得するといふ
ことであります。

○吉田法晴君 訓練はそういう細菌菌に備へての訓練かもしれませんが、その教育隊でバクテリアの養殖は全然やつておらぬということですか。それとも研究としては培養しておられるというのですか。

○政府委員(都村新次郎君) 培養といふことはやつておりません。

○吉田法晴君 長官にお尋ねいたしますが、化学教育隊ということで、そういう教育訓練が行われておる。さらにそれを三十一年度以降において拡充して教育訓練をしよう、そういうことで、それはあるいはアメリカのネバダの演習、あるいはNATOでの演習あるいはSEATOでの演習を通じて原子兵器が普及をした。あなたの言う攻撃的な武器だけでなく、小さくなって、局部的に攻撃することができるといふことになって、今後考えられる戦術には、原子兵器がつきものである。

題とは関連がございます。そこで、そういう方向との関連において、そういうことはやらぬのだ。あるいは細菌戦、あるいは原子戦争が行われた場合に、日本の自衛隊を持って行く、原子戦争が行われて、その戦術的にも使われた直下の戦術の中に日本の自衛隊を持って行くのか、持って行かぬのか、これは、はっきりした方針として私はあるだろと思うのです。今後の増強方向、それから言われておりますような陸幕その他で考えられておる今の防衛計画後に考えておられる、あるいは検討されているという方針との関連において、一つ明確に御答弁を願いたい。

○国務大臣(船田中君) 化学教育隊を持っておりますことは、先ほど教育局長が御説明申し上げた通りでありまして、これは防衛のために備えておくというよりは、さような化学教育をしておくというよりはきわめて必要であると存じます。しかし、それが今の二万名の増強とどういふ関係があるかというところでございますが、この二万名の増強につきましては、先ほど申し上げておりますように、今後十分検討して適當なる増強計画を立てたいと思つておるのであります。三十二年度ないし三十五年度の年次計画及びその内容につきましても、現在お示しする段階にまだ達していません。

○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め、本日はこの程度で質疑を終りまして、散会いたします。
午後五時五十五分散会

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は三月十日)

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家行政組織法の一部を改正する法律案

一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案

一、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

一、栄典法案

一、内閣法等の一部を改正する法律案

一、国家公務員法の一部を改正する法律案

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 委員会及び庁は、府又は省に、その外局として置かれるものとす

る。但し、特に必要がある場合においては、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁に置くことができる。

第三条第四項中「別表第一」を「別表」に改める。

第七條を次のように改める。

(内部部局)
第七條 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 前項の規定にかかわらず、第三条第三項但書の庁には、特に必要がある場合においては、部にかえて局を置くことができる。

5 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、法律でこれを定める。

6 庁、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、法律の範囲内で、政令でこれを定める。

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項、第五項及び前項の規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

第八條に見出しとして「附屬機關その他の機關」を附し、同条第一項中「委員会以外のものを云々。」の下に「以下同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

但し、審議会又は協議会で臨時のもの、政令の定めるところにより、置くことができる。

第九條に見出しとして「地方支分部局」を附する。

第十二條第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機關の所掌事務について、別に法律の定めるところにより、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、第一項の命令を発することを求めることができる。

第十三條第一項中「各外局の長は、別に法律で定める」を「各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定める」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十四條中「及び各外局の長」を「各委員会及び各庁の長官」に改め、同条第二項中「国務公務員法(昭和二十二年法律第二十号)及びこれに基く規則の規定に従い」を削る。

第十七條の見出しを「政務次官」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

第十七條 各省には、政務次官一人を、特に必要がある場合においては二人を置くことができる。

2 第三條第三項但書の各庁には、政務次官一人を置くことができる。

3 政務次官は、その機關の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理し、並びにあらかじめその機關の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。

第十七條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 政務次官が二人置かれた省においては、各政務次官の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長たる大臣の定めるところによる。

第十七條の二に見出しとして「事務次官及び庁の次長」を附し、同条に次の三項を加える。

3 第三條第三項但書の各庁に、次長一人を置く。

4 前項の次長は、その庁の長たる大臣を助け、庁務を整理し、各部局及び機關の事務を監督する。

5 第三條第三項但書の庁以外の庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができる。

第十七條の二の次に次の一條を加える。

(事務次官補等)
第十七條の三 各省には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、事務次官を助けて省務の一部を総括整理する事務次官補一人を置くことができる。

2 総理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができる。

第十八條に見出しとして「秘書官」を附する。

第十九條に見出しとして「職の定員」を附する。

第二十條を次のように改める。

(内部部局の職)

- 第二十條 委員会の事務局に長又は次長を置く場合においては、法律によらなければならない。官房に長を置く場合又は局若しくは部に次長を置く場合も、同様とする。
- 2 局、部及び課に、それぞれ局長、部長及び課長を置く。
- 3 官房、局、部又は委員会の事務局に、特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課(課に準ずる室を含む)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、別に法律で定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない。
- 第二十四條及び第二十五條を削り、第二十六條を第二十四條とし、第二十七條を削る。
- 別表第一を別表とする。
別表第二を削る。
- 附則
- 1 この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。
- 2 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
- 第五條を次のように改める。
- 第五條 削除
- 3 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
- 第六條の前の見出しを削り、同條を次のように改める。
- 第六條 削除

- 第七條に見出しとして「北海道開発庁に置かれる特別な職」を附する。
- 4 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
- 第六條中「次長一人及び」を削る。
- 第七條を次のように改める。
- 第七條 削除
- 5 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
- 第八條を次のように改める。
- 第八條 削除
- 第十八條第一項中「内部部局に、課長を」を「長官官房及び各局に、書記官」に改め、同條第二項を次のように改める。
- 2 書記官は、命を受け、事務をつかさどる。
- 第十八條第三項中「課務」を「事務」に改め、同項の次に次の一項を加える。
- 4 書記官は、長官官房又は各局の課長又は国家行政組織法第二十二條第三項に規定する職のいずれかに充てられるものとす。
- 6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
- 第十二條中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、以下二項ずつ繰り上げる。
- 7 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

- 第十二條中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。
- 8 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二十條第二項第二号中「防衛庁次長」を「國務大臣ヲ以テ其ノ長ニ充ツルコトヲ定メラレタル庁ノ次長、事務次官補」に改める。
- 9 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第一項及び別表第一の区分の欄中「課長」を「書記官」に改める。
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律案
- 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
- 第六條第七項中「二人」を「三人」に改める。
- 第十一條第七号中「宿舎」の下に「を設置し、合同宿舎を維持及び管理し、並びに国家公務員の宿舎」を加える。
- 第十一條に次の二号を加える。
- 十四 国が旧公団から引き継いだ債権(通商産業省の所掌に属するものを除く)を管理すること。
- 十五 旧新炭産給調特別会計の廃止に伴い一般会計に帰属した債権を管理すること。
- 附則
- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

- 2 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。
- 附則第七項中「十四」を「十六」に、「十五」を「十七」に改める。
- 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案
- 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案
- 国家公務員のための国設宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。
- 第一條第二項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。
- 第三條第一項及び第二項中「内閣總理大臣」を「大蔵大臣」に改める。
- 第四條第一項第一号を次のように改める。
- 一 大蔵事務次官
- 第四條第一項第五号から第七号までを次のように改め、同條第二項を削る。
- 五 總理府總務次長
- 六 内政事務次官
- 七 国家人事委員会事務總長
- 第五條第一項中「内閣官房次長」を「大蔵事務次官」に改め、同條第三項中「内閣總理大臣」を「大蔵大臣」に改める。
- 第十條第六号を次のように改め、第十一號を削り、第十一號の二を第十一號とする。
- 六 国家人事委員長
- 附則
- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

- 2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十五條第一項の表中宿舎審議會の項を削る。
- 3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
- 第十七條第一項の表中資産再評価審議會の項の次に次のように加える。
- 大蔵大臣の諮問に依りて、国家公務員の宿舎審議會の維持及び管理に關する重要事項を調査審議すること。
- 榮典法案
- 榮典法
- (目的)
- 第一條 この法律は、日本國憲法第七條第七号に規定する榮典について、その基本的事項を定めることを目的とする。
- (職章)
- 第二條 政治、經濟、文化等に關し國家に對し功勞のある者を表彰するため、これに職章を授与する。
- 2 勳章は、菊花職章、旭日職章及び文化勳章の三種とする。
- (菊花職章)
- 第三條 菊花職章は、特に著しい功勞のある者に授与する。
- 2 菊花職章は、皇族及び外國の君主、大統領等には、前條第一項及び前項の規定にかかわらず、特に授与することができる。
- 3 菊花職章は、正章及び副章から成り、特別の場合に限り、これに

頸飾章を加える。頸飾章は、正章及び副章とともに、又はすでに正章及び副章を授与された者に授与する。

4 菊花勲章の製式は、章は、旭日及び菊の花と葉をかたどり、頸飾は、菊の花と葉及びからくさ模様をあらかした連環とし、リボンの彩色は、紅色の地に紫色の線二本を入れるものとする。

5 菊花勲章を着用するには、正章をリボンで右肩から左わきにたれ、副章を左胸に掛け、頸飾章を頸飾のど下にたれるものとする。

(旭日勲章)

第四条 旭日勲章は、旭日大勲章、旭日重光勲章、旭日金光勲章、旭日双光勲章、旭日銀光勲章、旭日金勲章及び旭日銀勲章の七等級に分け、功勞のある者に、その功勞の程度に応じ相当等級のものを授与する。

2 旭日勲章は、外国人には、第二条第一項及び前項の規定にかかわらず、特に授与することができらる。

3 旭日大勲章は、正章及び副章から成る。

4 旭日勲章の製式は、章は、旭日銀光勲章以上の等級の勲章にあつては旭日を、旭日金勲章及び旭日銀勲章にあつては旭日及びひかけの彩は、紅色の地に白色の線二本を入れるものとする。

5 旭日勲章を着用するには、旭日大勲章は、正章をリボンで右肩から左わきにたれ、副章を左胸に掛け、旭日重光勲章は、右胸に掛け、

旭日金光勲章は、リボンでのごとく(婦人にあつては、左胸とする)に、旭日双光勲章以下の等級の勲章は、リボンで左胸に掛けるものとする。

(文化勲章)

第五条 文化勲章は、文化の發達に關し特にすぐれた功勞のある者に授与する。

2 文化勲章の製式は、章は、ちちばなの花をかたどり、リボンの彩色は、淡紫色とする。

3 文化勲章を着用するには、リボンで胸部中央にたれるものとする。

(褒章)

第六条 次に掲げる者を表彰するため、これに褒章を授与する。

一 自己の危難を顧みずに人命を救助した者

二 徳行が著しい者

三 業務に精勵し公衆の模範とすべき者

四 學術、技術又は芸術上の發明、改良又は創作に關し業績が著明な者

五 教育、衛生、社会福祉、産業經濟の發達等に力を盡し成績が著明な者

六 公益を目的とする事業に協力し著しい貢獻をした者

2 褒章の製式は、章は、四柱及び寄せ花をかたどり、リボンの彩色は、前項第一号に規定する者に授与するものは紅色、同項第二号に規定する者に授与するものは綠色、同項第三号に規定する者に授与するものは黄色、同項第四号に規定する者に授与するものは紫色、

同項第五号に規定する者に授与するものは藍色、同項第六号に規定する者に授与するものは紺色とする。

3 褒章を着用するには、リボンで左胸に掛けるものとする。

4 すでに褒章を授与された者に、重ねて同種の褒章を授与すべき事績があるときは、そのつど、その者に銀飾版一個を授与する。量飾版が五個以上に達したときは、五個ごとに金飾版一個を引き換えて授与する。

(賞杯、金円及び賞状)

第七条 第二条又は前条の規定による表彰にあつては、賞杯又は金円を授与することができる。

2 すでに菊花勲章、旭日大勲章又は文化勲章を授与された者に、重ねて同種の勲章を授与すべき功勞があるときは、その者に賞杯を授与する。この場合には、あわせて金円を授与することができる。

3 第四条又は前条の規定により表彰されるべき功勞又は事績に次ぐ功勞又は事績のある者を表彰するため、これに賞杯又は賞状を授与する。

4 前項の規定による表彰は、内閣総理大臣に委任することができる。

(団体の表彰)

第八条 第二条、第六条又は前条第三項の規定により表彰されるべき功勞又は事績に相当する功勞又は事績のある団体を表彰するため、これに賞状を授与する。

2 前条第四項の規定は、同条第三項の規定により表彰されるべき功勞又は事績に相当する功勞又は事績のある団体を表彰するため、これに賞状を授与する。

勞又は事績に相当する功勞又は事績のある団体の表彰に準用する。

(死亡者の表彰)

第九条 第二条、第六条又は第七条第三項の規定により表彰されるべき者に対しては、その者が表彰前に死亡した場合においても、当該栄典を授与することができる。

(記章)

第十条 国家的祝典又は事業の記念の標章として記章を設ける。

2 記章を制定するには、そのつど法律による。

3 記章の名称、製式、着用式及び授与される者の範圍については、前項の法律で定める。

(勲章等の着用)

第十一条 勲章、褒章及び記章は、これを授与された本人に限り着用することができる。

2 勲章、褒章又は記章と類似の体裁を有する標章は、勲章、褒章又は記章が通常着用されるような事情の下において着用してはならない。ただし、外国の勲章等(外国の標章で、この法律による勲章、褒章又は記章に相当するものをいう。以下同じ)及び政令で指定する標章は、この限りでない。

3 勲章、褒章又は記章を授与された者は、総理府令で定めるところにより略小勲章、略章又はリボンを着用することができる。

(勲章等の保存及び返納)

第十二条 勲章、褒章又は記章を授与された者が死亡したときは、その遺族は、これを保存することができる。

2 旭日勲章を授与された者がさらに上級の旭日勲章を授与されたときは、下級の旭日勲章を内閣総理大臣に返納しなければならない。

返納したときは、同様に授与する。

(栄典の返還)

第十三条 勲章、褒章、記章又は第七条の規定による賞状を授与された者は、理由を附してこれを返還することができる。第八条の規定により賞状を授与された団体についても、同様とする。

(勲章の授与の失効)

第十四条 勲章を授与された者が、死刑、懲役又は無期若しくは二年以上の禁錮に処せられたときは、その勲章の授与は、効力を失ふ。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、その勲章の授与は、効力を失ふ。

3 勲章を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、情状により、その勲章の授与の効力を失わせることができる。

一 懲役又は二年以上の禁錮に処せられ、刑の執行猶予の言渡を受けたとき。

二 二年未満の禁錮に処せられたとき。

三 弾劾に關する法律により罷免されたとき。

四 懲戒処分として、免職の処分を受けたとき。

五 その他その榮譽を保持するに適しない非行があつたとき。

4 勲章を授与された者は、勲章の授与が効力を失つたときは、すみやかに勲章を内閣総理大臣に返納しなければならない。

(勲章の着用資格の停止)

第十五条 勲章を授与された者が、法令により拘禁されたときは、その間勲章を着用することができない。懲役若しくは禁錮の執行猶予又は仮出獄の期間についても、同様とする。

(褒章等の授与の失効及び着用資格の停止)

第十六条 前二条の規定は、褒章及び記章に準用する。

(外国の勲章等の着用)

第十七条 外国の勲章等は、内閣総理大臣の認可を受けた者でなければ、日本国内で着用することができない。ただし、外国人は、この限りでない。

2 第十四条第一項から第三項まで及び第十五条の規定は、外国の勲章等の着用の認可を受けた者に準用する。この場合において、第十四条第一項から第三項までの規定中「勲章の授与」とあるのは、「外国の勲章等の着用の認可」と読み替えるものとする。

(表彰の申出)

第十八条 市町村長又は都道府県知事は、勲章、褒章又は記章の授与その他この法律の規定による表彰に値する者があると認めるときは、その功労又は事績を附して内閣総理大臣にこれを申し出ることができる。

2 市町村長は、前項の申出をする場合には、都道府県知事を経由しなければならない。

3 都道府県知事は、外国人について、第一項の申出をし、又は前項の規定により市町村長の申出を進

達する場合に、外務大臣を経由しなければならない。

(勲章の授与及びその失効の手続)

第十九条 内閣総理大臣は、菊花勲章、旭日銀光勲章以上の旭日勲章又は文化勲章の授与(死亡者又は外国人に対するものを除く)に関する案件を閣議にかけるには、授与すべき勲章の種類及び等級につき、栄典審議会の議決を経なければならない。これらの勲章について、第十四条第三項の規定による授与の失効に関する案件を閣議にかけるとしても、同様とする。

(栄典審議会)

第二十条 前条の規定による議決を行い、その他内閣総理大臣の諮問に応じて勲章その他栄典に関する重要事項について調査審議させるため、総理府の附属機関として、栄典審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、委員十五人で組織する。

3 委員は、公正で識見のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議会は、委員八人以上の同意がなければ、議決をすることができない。

(実施規定)

第二十一条 この法律に特別の定があるものを除くほか、勲章及び褒章の製式の細目その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に授与されている従前の菊花章、文化勲章及び褒章は、それぞれこの法律により授与されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に授与されている従前の旭日章、宝冠章、瑞宝章及び記章は、この法律の施行後も、なお効力を有するものとす。これらに關しては、第十一条、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定を準用する。

4 この法律の施行前に旧外国勲章佩用規則(明治十八年太政官布告第三十五号)により外国の勲章等の佩用の免許を受けた者については、その外国の勲章等の着用について、第十七条第一項の規定による内閣総理大臣の認可があつたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に褒章を授与されている者は、この法律の施行後も、従前の褒章を着用することができる。

6 前項に規定する者に対して第六條第四項の規定により飾版を授与すべきときは、本人の申出により、従前の褒章をこの法律の規定による褒章と引き換えるものとする。

7 この法律の施行後最初に任命される審議会の委員のうち、内閣総理大臣の指名する七人の委員の任

期は、第二十条第四項の規定にかかわらず、一年とする。

8 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「人事、恩給、統計及び栄典」を「栄典、人事、恩給及び統計」に改める。

第四条第十五号中「はく奪」を「その失効」に改める。

第五条第一項中「三局」を「四局」に、「人事局」を「人事局」に改め、同条第二項中「大臣官房に賞勲部を」を削る。

第六条第一項中第十七号から第二十号までを削り、第二十一号を第十七号とし、同条第二項を削る。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(栄典局の事務)

第六条の二 栄典局においては、左の事務をつかさどる。

一 栄典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

二 勲章に關すること。

三 褒章、記章その他の賞件に關すること。

四 外国の勲章等の着用に關すること。

第十五条第一項の表中恩給審査会の項の次に次のように加える。

栄典法(昭和三十一年法律第三十号)の規定に基づき栄典に關する事項を調査審議すること。

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

内閣法の一部改正

第一条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務並びに閣議に係る重要事項に關する総合調整及び内閣の重要政策に關する情報の収集調査に關する事務を掌る。

第十三条第二項を次のように改める。

内閣官房長官は、國務大臣をもつてこれに充てる。

第十四条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項中「内閣官房副長官は」の下に「内閣総理大臣の定めるところにより」を加え、同項の次に次の一項を加える。

内閣官房副長官の任免は、内閣がこれを行ふ。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 内閣官房に、内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官、内閣事務官その他所要の職員を置く。

内閣参事官は、命を受けて閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

内閣審議官は、命を受けて閣議に係る重要事項に關する総合調整に關する事務を掌る。

内閣事務官は、命を受けて閣議に係る重要事項に關する総合調整に關する事務を掌る。

内閣調査官は、命を受けて閣議に係る重要事項に關する総合調整に關する事務を掌る。

内閣参事官は、命を受けて閣議に係る重要事項に關する総合調整に關する事務を掌る。

4 内閣調査官は、命を受けて内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を掌る。
5 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。
第十五条第一項中「内閣官房に」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官三人並びに」を加え、「各国务大臣及び内閣官房長官に附属する職員として、秘書官各一人」を「各国务大臣に附属する秘書官各一人」に改め、同条第二項中「前項の秘書官で」の下に「内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の」を加え、「国务大臣に附属する秘書官は、国务大臣の」を「内閣総理大臣及び各国务大臣以外の各国务大臣に附属する秘書官は、その国务大臣の」に改め、「内閣官房長官に附属する秘書官は、内閣官房長官の」を削る。
第十六条を次のように改める。
第十六条 内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、三十一人とし、そのうち内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、それぞれ政令でこれを定める。

(総理府設置法の一部改正)
第二条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第十条中「ふ、虚情報局」を削る。
第十一条を次のように改める。
第十一条 削除
第十五条第一項の表中引揚同胞対策審議会の項を削る。
第十九条及び第二十条を次のように改める。
(総理府総務長官)
第十九条 総理府に総理府総務長官を置く。
2 総務長官は、国务大臣をもつて充てる。
3 総務長官は、内閣総理大臣を助け、府務を整理し、並びに総理府（法律で国务大臣をもつてその長に充てることと定められている外局を除く。）所管の事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理し、各局局及び機関の事務を監督する。
(総理府総務次長)
第二十条 総理府に総理府総務次長一人を置く。
2 総務次長は、総務長官の職務を助ける。
第二十一条中「前二条に定める職員の外」を「総務長官を除く外」に改める。
附 則
1 (施行期日)
この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

(国家公務員法の一部改正)
2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中第四号を次のように改め、第八号中「内閣官房長官」を削る。
四 削除
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
3 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中第四号を削り、第四号の二を第四号とする。
別表第一中「内閣官房長官」を削る。
(国会法の一部改正)
4 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
第三十九条及び第四十二条第二項中「内閣官房長官」を削る。
(弁護士法の一部改正)
5 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
第三十条第一項中「内閣官房長官」を削る。
(恩給法の一部改正)
6 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号中「内閣官房長官」を削り、「法制局次長」の下に「総理府総務次長」を加える。
(国家行政組織法の一部改正)
7 国家行政組織法（昭和二十三年

法律第二百十号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一項を次のように改め、同条第二項中「各大臣」を「各省大臣」に改める。
各省に秘書官一人を置く。
(厚生省設置法の一部改正)
8 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。
第十四条の二第八号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。
八 ふ、虚情報局に関する情報、調査等に関すること。
第二十九条第一項の表中
援護審査
援護審査会
引揚同胞対策審議会
引揚同胞対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百五十二号）に基づき、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。
戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。
戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。

第三十条第二項第三号中「内閣官房長官」を「総理府総務長官」に改める。
(行政機関職員定員法の一部改正)
11 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表総理府の項中「一、八八五人」を「一、八五二人」に、「二〇、三三〇人」を「二〇、二九七人」に改め、同表厚生省の項中「四三、五六七人」を「四三、五六九人」に改め、同表合計の項「六四一、七五九人」を「六四一、七二八人」に改める。
(引揚同胞対策審議会の委員等の身分の継続)
12 この法律の施行の際現に引揚同胞対策審議会の委員又は臨時委員

である者は、この法律による改正後の引揚同胞対策審議会設置法第三條第四項又は第五項の規定により任命されたものとする。

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

国家公務員法目次中「人事院」を「人事行政機関」に改める。

本則中別に定める場合を除き、「人事院」を「内閣総理大臣」に、「人事院総裁」及び「総裁」を「国家人事委員長」に、「人事官」を「国家人事委員」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第一條第三項中「人事院規則又は人事院指令」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

「第二章 人事院」を「第二章 人事行政機関」に改める。

第三條を次のように改める。

（国家人事委員会の設置及び権限）第三條 内閣総理大臣の所轄の下に、国家人事委員会を置く。

国家人事委員会は、法律の定めるところに従い、給与の改善その他人事行政の改善に関する調査及び勧告、試験、研修、分限、懲戒、苦情の処理等職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護に関する事務をつかさどる。

この法律により国家人事委員会に属せられた権限に基く国家人事

事委員会の決定（判定を含む。）及び処分は、国家人事委員会規則の定める手続により、国家人事委員会によつてのみ審査される。

前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

第三條の次に次の一條を加える。

（国家人事委員の職権の行使）

第三條の二 国家人事委員は、独立してその職権を行う。

第四條の見出しを「（国家人事委員会の組織）」に改め、同條第一項中「人事院」を「国家人事委員会」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第六條の見出しを「（国家人事委員の服務）」に改め、同條第一項を削る。

第七條の見出しを「（国家人事委員の任期）」に改め、同條第三項を削る。

第八條の見出しを「（国家人事委員の退職及び罷免）」に改める。

第十條を次のように改める。

（国家人事委員の給与）

第十條 国家人事委員の給与は、別に法律で定める。

第十一條第二項中「院務」を「国家人事委員会の会務」に、「人事院」を「国家人事委員会」に改め、同條に第一項として次のように加える。

国家人事委員会の長は、国家人事委員長とする。

第十二條の見出しを「（国家人事委員会會議）」に改め、同條第一項中「人事院會議」を「国家人事委員会會議」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改め、同條第二項中「人事院會

議」を「国家人事委員会會議」に改め、同條第四項中「人事院」を「国家人事委員会會議」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改め、同條第二項中「人事院會

議」を「国家人事委員会會議」に改め、同條第四項中「人事院」を「国家人事委員会會議」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改め、同條第五項中「人事院會議」を「国家人事委員会會議」に改め、同條第六項を次のように改める。

国家人事委員会は、左に掲げる権限を行う場合においては、国家人事委員会會議の議決を経なければならぬ。

一 国家人事委員会規則の制定

二 第二十二條第一項の規定による関係庁の長に対する勧告

三 第二十三條第一項の規定による内閣に対する意見の申出

四 第二十四條第一項の規定による内閣に対する報告

五 第二十八條第一項及び第二項の規定による内閣に対する勧告

六 第三十六條第二項（第三十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による選考基準の決定及び選考機関の指定

七 第四十八條の規定による試験機関の指定

八 第六十七條の規定による内閣に対する意見の申出

九 第八十七條の規定による事案の判定

十 第九十二條第一項及び第二項の規定による処分の判定

十一 第一百零三條第六項の規定による異議の申立についての判定

十二 その他国家人事委員会會議の議決によりその議決を必要とされた事項

第十三條から第十六條までを次のように改める。

（国家人事委員会の事務局）第十三條 国家人事委員会の事務を処理させるため、国家人事委員会に、事務局を置く。

事務局の長は、事務総長とする。

事務局に、官房の外、左の三部を置く。

任用試験部

給与調査部

公平審査部

官房は、官房長を置く。

官房長は、命を受け、官房の事務を掌理する。

官房においては、人事、文書、會計その他の内部管理事務、所掌事務に関する総合調整、法令案の審査及び広報に関する事務、職員の研修に関する事務並びに他部の所掌に属しない事務をつかさどる。

任用試験部においては、職員に関する試験並びに職員の分限及び懲戒に関する事務をつかさどる。

給与調査部においては、職員の給与の改善その他人事行政の改善のため必要な調査及び勧告並びに給与簿の検査に関する事務をつかさどる。

公平審査部においては、職員の行政措置の要求、不利益処分の審査の請求、災害補償の審査の請求その他の異議の申立についての審査及び職員の団体に関する事務をつかさどる。

国家人事委員会事務局に、地方支分部局として、地方の事務所を置くことができる。

前項の地方の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

法律又は政令で定めるものの外、事務局の組織に關し必要な事項は、国家人事委員会規則で定める。

内閣総理大臣は、政令の定めるところにより、この法律に基く所掌事務の一部を第十項の地方の事務所をして行わしめることができる。この場合においては、内閣総理大臣は、当該事務に關し、地方の事務所の長を指揮監督する。

（国家人事委員会事務局の職員の定員）

第十四條 国家人事委員会事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（国家人事委員長秘書官）

第十五條 国家人事委員会に、国家人事委員長秘書官一人を置く。

国家人事委員長秘書官は、国家人事委員長に命を受け、機密に關する事務をつかさどる。

国家人事委員長秘書官の任免は、内閣総理大臣が行う。

（国家人事委員会規則）

第十六條 国家人事委員会は、その所掌事務について、法律を実施するたため、又は法律の特別の委任に基いて、国家人事委員会規則を制定することができる。

国家人事委員会規則は、官報で公布する。

第十七條第一項を次のように改める。

国家人事委員会又はその指名する者は、国家人事委員会の所掌す

國家人事委員會は、前項の規定により内閣総理大臣以外の関係大臣その他の機関の長に勧告したときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならぬ。

第二十三條を次のように改める。

前二項の勧告又は報告があつたときは、内閣は、内閣総理大臣が当該勧告又は報告を受理した日から七日以内にこれを国会に報告すべし。

第三十八条中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に、「人事院の」を「国家人事委員会」に改める。

第六十一条中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
第六十三条第二項を削る。

これが実施に努めなければならぬ。
前項の計画の樹立及び実施に關し、国家人事委員會は、その総合的

企画及び関係各庁に対する調整に当る。

前項に定めるものの外、第一項の計画の樹立及び実施に關し必要な事項は、国家人事委員会規則で定める。

第七十四条第二項、第七十五条から第七十九条まで、第八十条第一項及び第八十一条第二項中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

第八十二条第一号中「人事院規則」を「この法律に基く命令」に改める。

第八十三条第一項中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

第八十四条の見出しを「懲戒権者等」に改め、同条第二項を次のように改める。

国家人事委員会は、職員が第八十二条各号の一に該当する場合において、必要であると認めるときは、任命権者に対し当該職員を懲戒処分を付するよう要求することができる。

第八十五条中「人事院又は人事院の承認を経て」を削る。

第八十六条中「人事院に対して」を「国家人事委員会に対して」に、「人事院又はその職員の所轄庁の長」を「内閣総理大臣若しくは国家人事委員会又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第八十七条中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。

第八十八条中「人事院」を「国家人事委員会」に、「その職員の所轄庁の長」を「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第九十条並びに第九十一条第一項及び第四項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。

・第九十二条中「人事院」を「国家人事委員会」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

第九十五条を次のように改める。

第九十六条第二項中「人事院規則」を「政令（職員の団体及び政治的行為に關する事項については、国家人事委員会規則）に改める。

第九十八条第二項及び第七項ただし書中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。

第一百零一条第四項を削る。

第一百零一条第一項前段中「人事院規則」を「政令（国家人事委員会の所掌する事項については、国家人事委員会規則）に改め、同条第三項ただし書中「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

第一百零二条第一項中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

第一百零三条第六項及び第八項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。

第一百五十五条中「法律、命令、規則又は指令」を「法令」に改める。

第一百八条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

恩給制度は、健全な保険数理を基礎として計画されなければならない。

第九十九条第一号から第四号までを削り、同条第五号中「人事院規則及びその改定」を「国家人事委員会規則」に改め、同条第十一号中「人事院」を「国家人事委員会」に改め、同条第六号

から第十四号までを四号ずつ繰り上げる。

第一百零一条第二号を次のように改める。

二 削除

第一百零一条第六号中「第十八条」を「第十八条第二項」に改め、同項第十一号中「第六十三条第一項」を「第六十三条」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 削除

第一百零一条第十八号を次のように改める。

十八 削除

第一百零一条中「第九十九条第二号より第四号まで及び第十二号」を「第九十九条第八号」に、「第一百零一条第一号」を「第一百零一条第一項第一号、第三号」に、「第九号から第十六号まで、第十八号」を「第九号から第十六号まで、第十四号から第十六号まで」に改める。

附則第十三条中「人事院規則」を「政令（国家人事委員会の所掌する事項については、国家人事委員会規則）に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現在に在職する人事官は、引き続き国家人事委員として在職するものとし、人事院総裁として命ぜられていた者は、引き続き国家人事委員長として命ぜられたものとする。

3 前項の規定により引き続き在職する国家人事委員の任期は、人事

官としての任期の残任期間に相当する期間とする。

4 この法律による改正後の国家公務員法第七條第二項及び第八條第一項第三号の適用については、国家人事委員としての在職は、従前の人事官としての在職を含むものとする。

5 この法律の施行の際現在に存する人事院の地方の事務所は、この法律による改正後の国家公務員法に基く国家人事委員会事務局の地方の事務所となるものとする。

6 この法律の施行の際現在に人事院の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて国家人事委員会事務局の職員となるものとする。

7 この法律の施行の際に効力を有する人事院規則の規定は、この法律の施行後は、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、国家人事委員会規則をもつて規定すべき事項を規定するものについては国家人事委員会規則としての効力を有するものとする。

8 この法律の施行前法令の規定に基いて人事院がした決定（判定を含む。以下この条において同じ。）、処分その他の行為又は人事院に対してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律の施行後における法令の相当規定に基いて内閣総理大臣若しくは国家人事委員会がした決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣若しくは国家人事委員会に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

9 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（総理府設置法の改正）

10 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「恩給」を「人事、恩給」に改める。

第四条中第十八号を第十九条とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 国家公務員の人事行政に關する方針、基準、手続及び計画を整備し、調整し、総合し、及び指示すること。

第五条第一項中「二局」を「三局」に、「恩給局」を「恩給局」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 大臣官房に賞勳部を、人事局に職員部及び給与部を、統計局に調査部及び製表部を置く。

第六条の次に次の一条を加える。

（人事局の事務）

第六条の二 人事局においては、左の事務をつかさどる。

一 国家公務員に關する制度に關し調査し、企画し、及び立案すること。

二 国家公務員の職階制、任用、給与、服務、能率、厚生その他の人事行政（国家人事委員会の所掌に關するものを除く。）を管理すること。

三 国家公務員等の共済組合に關すること。

四 国家公務員等の退職手当及び退職年金に關すること。

五 国家公務員等の人事行政に關する他の行政機關の施策及び事務の総合調整に關すること。
2 前項の事務のうち、任用、服務、能率及び厚生に關する事務は、人事局給予部においてつかさどる。

第十五条第一項の表中
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

計 二〇、三三〇人」に改め、同表大蔵省の項中「本省
二〇、九七〇人」を「本省 二〇、九四九人」に、計
七二、三〇四人」を「計 七二、二八三人」に改め、同表合計の項
中「六四一、〇二八人」を「六四一、七五九人」に改める。

〔大蔵省設置法の改正〕
13 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第八号中第十七号及び第十九号を削り、第十八号を第十七号とし、第二十号を第十八号とする。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

第九号、第十号及び第十三号中「大蔵大臣」を「内閣總理大臣」に改める。
別表第一官職名の欄中「人事官」を「国家人事委員」に改める。
(一般職の職員)の給与に關する法律の改正
16 一般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
本則及び別表第三中別に定める場合を除き、「人事院規則」を「内閣總理大臣」に、「人事院規則」を「政令」に改める。
第二条を次のように改める。
(内閣總理大臣の権限)
第二条 内閣總理大臣は、この法律の実施を確保し、その責に任ずる。
内閣總理大臣は、この法律の実施に關し必要な命令を發し、又は必要な調整を行うことができる。
第二条の次に次の一条を加える。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕を
〔内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて〕に改める。

- 国家公務員法第二十八條第三項及び第四項(情勢適応の原則)の規定は、国家人事委員会が前項の勧告を行つた場合について準用する。
- 第六條に次の一項を加える。
- 6 前項に定めるものの外、特別俸給表の適用範囲は、政令で定める。
- 第七條中、「会計検査院長若しくは人事院総裁」を「若しくは会計検査院長」に改める。
- 第八條第三項を次のように改める。
- 3 第一項の職務の級の定数については、国家行政組織に関する法令の趣旨に従ひ、政令で定める。この場合において、職務の級の定数の設定は、予算の範囲内でしなければならない。
- 第八條第八項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。
- 8 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、政令で定める。
- 第十條第三項を削る。
- 第二十一條中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。
- 第二十三條第五項中「国家公務員法第七十九條に基づく人事院規則」を「国家公務員法第七十九條に基づく国家人事委員会規則」に改める。
- 第二十四條中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。
- (国家公務員の職階制に関する法律の改正)
- 17 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
- 別に定める場合を除き、「人事院」を「内閣総理大臣」に、「人事院規則」を「政令」に改める。
- 第二條第二項中「同法第七十三條に定める教育訓練」を「同法第七十三條の二に定める研修」に改める。
- 第四條第一項第二号中「及び解任」を削り、「人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること」とを「命令を発すること」に改め、同条第六号中「国家公務員法第十七條の規定に基づき」を削る。
- 第十二條第一項中「人事院規則及び人事院指令」を「及びこの法律に基づく命令」に改める。
- 第十四條第一項中「この法律、人事院指令並びに」を削る。
- 附則第三項中「国家公務員法、この法律、人事院規則及び人事院指令」を「国家公務員法及びこの法律」に改める。
- (国家公務員災害補償法の改正)
- 18 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
- 本則中別に定める場合を除き、「人事院」を「内閣総理大臣」に、「人事院規則」を「政令」に改める。
- 第一條中「第九十三條から第九十五條まで」を「第九十三條及び第九十四條」に改める。
- 第二條第二号中「及び解任」を削り、「人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること」とを「命令を発すること」に改め、同条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とする。
- 第三條第四項中「人事院規則及び人事院指令」を「及びこの法律に基づく命令」に改める。
- 第二十四條第一項中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改め、同条第一項及び第二項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。
- 第二十五條中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。
- 第二十六條第一項中「人事院」を「内閣総理大臣若しくは国家人事委員会」に改める。
- 第二十七條第一項中「人事院」を「内閣総理大臣若しくは国家人事委員会」に改め、同条第二項中「人事院又は実施機関の職員」を「指名された職員」に改める。
- 第三十三條中「人事院の」を削る。
- 附則第二項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。
- (他の法令の改正)
- 19 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二十二條第二項第三号中「、会計検査院若ハ人事院」を「若ハ会計検査院」に改める。
- 第八十二條ノ二中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 20 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
- 第十一條の五中「人事官俸給」を「国家人事委員俸給」に改める。
- 21 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
- 第一項ただし書中「国家公務員法第十六條の人事委員会規則」を「政令(国家人事委員会の所掌する事項については、国家人事委員会規則)に改める。
- 22 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
- 第二項中「一般職に属する職員については人事院、特別職に属する職員については大蔵大臣が、これを定める。」を「内閣総理大臣が定める。」に改める。
- 23 検査官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
- 第三條第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
- 24 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
- 第一次改正法律附則第三條第一項中「人事院規則」を「命令」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令(国家人事委員会の所掌する事項については、国家人事委員会規則)に改める。
- 25 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
- 第四十條第一項第一号中「国家公務員法第三條第三項から第五項まで、第十七條」を「国家公務員法第三條第二項から第四項まで、第十七條の二」に改め、「第七十三條」の下に「第七十三條の二」を加え、「第百條第四項」を削る。
- 26 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
- 第二十一條第二項中「人事院規則」を「政令」に、「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。
- 27 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
- 第一條の表中
- | | |
|---------|---------------------|
| 国立国会図書館 | 国立国会図書館 |
| 人事院 | 国立国会図書館支部国家人事委員会図書館 |
- 28 司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
- 第十三條第四項及び第十五條第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
- 29 人事官俸給の訴追に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十一

号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則の規定中「人事官彈劾」を「国家人事委員彈劾」に改める。

30 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

31 外務省設置法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

32 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

33 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

34 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

35 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

36 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

37 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

38 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

39 国家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

40 次に掲げる法律の規定中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

41 次に掲げる法律の規定中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。

42 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

43 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

44 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

45 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

46 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

47 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

48 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

49 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

50 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

51 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

52 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

53 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

54 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

55 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

56 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

57 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

58 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

59 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

60 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

61 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

62 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

63 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

64 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

65 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

66 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

67 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

68 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

69 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

70 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

71 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

72 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

73 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

74 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

75 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

76 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

77 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

78 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

79 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

80 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

81 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

82 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

83 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

84 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

85 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

86 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

87 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

88 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

89 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

90 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

91 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

92 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

93 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

94 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

95 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

96 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

97 次に掲げる法律の規定中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

三百八十八号)若しくは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(同法第九十九条の大学を除く。)を卒業した者、旧教育免許令(明治三十三年勅令第三百三十四号)による中学校高等女学校教員免許状若しくは高等学校高等科教員免許状を有する者又は人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者(以下「教育職員」という。)については、人事院の定めるところにより、その定める日において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則別表によつて、その者の俸給月額を同表に掲げる新俸給月額とみなし、予算の範囲内で、その月額に対応する号俸よりも二号俸をこえない範囲内の号俸の額に調整し、その額をもつてその日におけるその者の俸給月額とすることが出来る。

8 人事院は、教育職員を新たに採用する場合における俸給の基準については、前項の規定の趣旨を考慮し、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。